

12 カ国 NGO/CSO 等国別プロフィール

2022 年 2 月

独立行政法人 国際協力機構（JICA）

委託先

OPMAC 株式会社

当資料は参考資料として取りまとめたものであり、JICA の見解を示すものではありません。
転載・引用に際しては、直接、出典元から行い、当資料からの転載・引用は行わないでください。

国内
JR
22-001

はじめに

JICA 市民参加事業では、我が国の幅広い開発経験の活用及び国際協力の担い手の育成を目的として、国際協力に取り組む意思のある日本の非政府組織（Non-Governmental Organizations : NGO)/市民社会組織（Civil Society Organization : CSO）、地方公共団体、大学、民間企業等（以下、「本邦 NGO/CSO 等」という）と連携した各種事業を実施しています。

本邦 NGO/CSO 等と JICA が協働で実施する事業としては、主に草の根技術協力事業や世界の人びとのための JICA 基金活用事業、NGO 等活動支援事業があり、日本の市民社会組織が有する幅広い知見・経験を活用し、途上国における多様かつ複雑な課題への効果的なアプローチを推進する目的があります。

さらに本邦 NGO/CSO 等を支援すべく、30 カ国（2022 年 1 月現在）の在外事務所・支所において NGO-JICA ジャパンデスクを設置し、本邦 NGO/CSO 等に対して JICA が保有する各国の情報提供や新規案件の発掘を支援しています。

本邦 NGO/CSO 等の中には、国際協力の経験が限定的な団体もあり、そのような団体では開発課題の貢献に資する経験や知見を有するものの、それらリソースを途上国において活かすための道筋を立てるには、本邦 NGO/CSO の活躍が期待できる分野・課題や、外国の NGO/CSO 等の活動に関する法令・登録制度・諸手続きにかかる JICA からの情報提供を拡充する必要があることから、本プロフィールを作成いたしました。プロフィールの対象 12 カ国は JICA 在外事務所の中から特に本邦 NGO/CSO 等の活動推進の要望があった国を対象に、そして各国で特に要望があった協力活動分野に焦点をあててまとめています。

本プロフィールの活用により、本邦 NGO/CSO 等の ODA 事業への参画を促し、その結果従来の政府間援助では実施が容易でない国・分野へのきめ細やかな援助を実現する一助となることを目指しています。更に COVID-19 で社会経済的影響を大きく受けている脆弱層への支援においても、本邦 NGO/CSO 等の機動力を生かした支援の実現に繋がることを期待しています。

本書は各国プロフィールの概要としてまとめており、各項目のより詳しい情報は、各国プロフィールの電子データをご参照ください。

各国 JICA 在外事務所より、各国で NGO/CSO 等による協力活動が特に期待される
として挙げられた分野（2021 年 11 月時点）

* なお、各国での NGO/CSO 等の活動対象分野は、表中の分野に限定されていません。

国	分野別課題									
	保健衛生・ 栄養改善・ 医療	脆弱層 支援	障害者 支援	農業・ 生計 向上	教育	防災	観光	環境 保全	廃棄物 処理	その他
インドネシア	○	○							○	
カンボジア	○			○	○					
ネパール	○				○	○				
バングラデシュ	○	○				○				
東ティモール	○				○注1		○			
フィリピン	○	○						○	○	
マレーシア	○	○				○		○	○	
ザンビア	○	○							○	
南アフリカ			○	○	○					
パラグアイ		○注2	○	○						
ブラジル		○					○			日系社会 支援
フィジー	○			○	○	○		○注3		

注1：職業訓練

注2：ジェンダー配慮

注3：自然環境保全、水資源含む

目 次

はじめに

インドネシア共和国	1
カンボジア王国	4
ネパール	7
バングラデシュ人民共和国	10
東ティモール民主共和国	13
フィリピン共和国	16
マレーシア	19
ザンビア共和国	22
南アフリカ共和国	26
パラグアイ共和国	29
ブラジル連邦共和国	32
フィジー共和国	35

インドネシア共和国

対象国の基本情報

■主要指標

人口 (2020 年)	面積	GDP (2020 年、名目)	一人当たりGNI (2020 年、名目)	貧困率 (2019 年 国家貧困ライン以下の人口比率)
2 億 7,352 人	191 万 km ² (日本の約 5 倍)	1.05 兆米ドル	3,870 米ドル	9.4%
行政区分	大統領制、共和制。首都はジャカルタ。西部（スマトラ島、ジャワ島、西・中央カリマンタン州）、中部（北・東カリマンタン州、スラウェシ島、バリ州、東・西ヌサテンガラ州）、東部（マルク州、パプア州）の 3 つの地域に分けられ、33 の州から構成される。			
主要産業	製造業、商業・ホテル・飲食業、農林水産業			
民族	大半がマレー系（ジャワ、スンダ等約 300 種族）			
言語	インドネシア語			
宗教	イスラム教 86.69%、キリスト教 10.72%（プロテスタント 7.60%、カトリック 3.12%）、ヒンドゥー教 1.74%、仏教 0.77%、儒教 0.03%、その他 0.04%			

出所:

World Bank (2021)“World Development Indicators” <https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators#> (2021 年 12 月アクセス)

外務省 (2021)「インドネシア共和国 基礎データ」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/data.html> (2021 年 12 月アクセス)

財団法人自治体国際化協会「インドネシアの地方自治」<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j29.pdf> (2021 年 12 月アクセス)

■危険情報

レベル2(不要不急の渡航は止めてください)パプア州(ブンチャック・ジャヤ県、ミカ県のみ)及び中部スラウェシ州ポン県
レベル1(十分注意してください)全土上記を除く全ての地域(ジャカルタ首都特別州及びバリ島を含む。)

(2021 年 3 月更新、外務省海外安全情報 https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2021T028.html#ad-image-0)

* このほか JICA 安全措置もある。

■感染症危険情報

外務省の感染危険情報については以下の URL より確認できる。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_002.html#ad-image-0

■草の根技術協力の例



出所: JICA インドネシア事務所

「タコ漁に従事する沿岸漁業者の収入向上のための
フードバリューチェーンモデルの構築」

(茨城県ひたちなか市、株式会社あ印)

項目	概要
基礎的な分野別課題	開発政策・課題
	➤ 国家中期開発計画 2020-2024 年では、大統領令として「人材開発」、「インフラ開発」、「規制の簡素化」、「官僚主義の簡素化」、「経済の変革」を挙げている。開発アジェンダ(行動計画)の中には、格差是正のための地域開発、人材の質と競争力の向上、生活環境の構築、災害レジリエンス(対応力・回復力)の向上、気候変動への対応、などを方針としている。
	日本の開発協力方針
	➤ 対インドネシアの開発協力方針(2018 年)において、「インドネシアのバランスのとれた経済発展と国際的課題への対応能力向上への支援」のもと、(1) 国際競争力の向上に向けた支援、(2) 均衡ある発展を通じた安全で公正な社会の実現に向けた支援、(3) アジア地域及び国際社会の課

	題への対応能力向上に向けた支援、が重点分野(中目標)である。 ➤ 人材育成、防災対策等の行政機能の向上、気候変動や環境保全対策とともに海上安全やテロ対策、感染症問題への対応能力などへの支援を述べている。
	本邦 NGO/CSO 等の活躍が期待される分野・課題
	➤ COVID-19 対策(保健・医療): 在インドネシア日本国大使館は、感染者拡大時に病床のひっ迫や人工呼吸器を効果的に使える医療従事者の不足など現地の深刻な医療事情を指摘している。 ➤ 脆弱層支援のための一次産業(農業・漁業・林業): 大規模円借款と並行して、草の根技術協力事業や JICA ボランティア派遣事業、本邦 NGO/CSO 等による市民参加を通じて、大規模事業では行き届かない草の根レベルへの支援や離島・外島部への支援を行ってきた。COVID-19 による経済活動の停滞に伴い、その影響を大きく受けている農業・漁業・林業等の第一次産業従事者に対する生計向上等の支援が求められている。 ➤ 日本の地方自治体による水道・廃棄物管理への支援: 国内の均衡ある発展に向けて、地方の上水・下水・廃棄物などの居住環境の改善に向けた支援を、同分野に経験やノウハウの蓄積がある日本の自治体と共に実施してきた。同分野へのニーズは今後も求められる。
	日本の援助動向
ドナーの援助動向	➤ 日本は、インドネシアのトップドナーとして、教育、保健医療、インフラ整備関連の援助プロジェクトなど幅広く展開してきた。その中で、草の根技術協力などを通じた NGO 等組織の事業支援についても数多く実施されてきた。 ➤ 保健・医療は、保健スタッフの人材育成の草の根技術協力、ボランティア派遣ではリハビリ作業療法への技術指導、第一次産業支援では、特定地域の農家の所得安定の技術、環境にやさしい農業に係る技術支援、環境分野では環境教育、ごみの分別の啓発事業の実績がある。民間連携では、医療分野ではがん検査の品質向上、環境分野では生活排水処理インフラの新技術・設備の導入などの案件化調査実績がある。
	他ドナーの援助動向
	➤ 米国: 米国国際開発庁(USAID)は、「効果的かつ民主的なガバナンス(統治)の強化の強化」、「包括的な経済成長の増加」、「環境の持続可能性の向上」、「優先的健康状態の改善」の 4 つの優先分野への支援を行っている。保健分野は、感染症対策、妊産婦の健康や乳幼児の健康、公衆衛生の支援資金と管理を述べている。COVID-19 緊急支援としては、研究室のキャパシティ向上、検査の迅速化の支援、コミュニティでの感染経路追跡の向上などの支援、貧困・脆弱者層への二次的影響についても取り組んでいる。水道・廃棄物分野関連は、33 の水道事業への支援を通して、90 万人を超える人々の水サービスへのアクセスが向上した。CSO との連携の主な焦点はガバナンス強化であるが、その他の分野のパートナーとしても重視しており、連携強化や CSO のキャパシティ向上に取り組むことを述べている。 ➤ フランス: フランス開発庁(AFD)は、エネルギー、海洋セクター、持続的な都市、観光を優先支援分野としており、その中に水道・廃棄物分野や貧困層・脆弱層支援も含まれている。NGO 連携については海洋エコシステムのマネジメント課題への取り組みの中で計画されており、「スラウェシ島における津波後の漁業・経済活動再開プロジェクト」において NGO と連携して、漁船の贈与、

	地域の伝統的知見に基づく包括的な災害予防策の構築等を実施した。 ➤ 世界銀行(WB)：COVID-19 緊急対策プロジェクトを通じてワクチン接種促進、PCR 検査体制整備、病院キャパシティ向上を支援した。他に保健分野では幼児期の栄養投資プログラムなどで栄養改善を進めている。脆弱層支援関連では、子供の保健や栄養サービスを促進するための現金給付などを実施した。水道・廃棄物管理などの環境分野では、貧困層支援から水・衛生面の課題への取り組み、森林保護、生態系保護、持続可能な海洋利用などに取り組んでいる。
現地活動 関連情報	NGO/CSO 等の活動に関する法令・登録制度・諸手続き
	➤ 一般的事項：NGO/CSO の活動においては、各法令を参照に登記を行う必要がある。CSO の法人格は「Foundation(財団)」と「Association(協会)」に分類され、財団の場合、「財団法(Law on Foundations)(2001 年法律第 16 号、2004 年法律第 28 号で改正)」に規定され、協会の場合は、現在も有効なオランダ植民地政府の継承法である「Staatsblad1870-64」に準拠する。 ➤ JICA 草の根技術協力事業の場合：相手国の了承取り付けとして、関係者による会議議事録(Minutes of Meeting:M/M)の締結を行う。現地にて国際 NGO 登録は不要である。ただし、インドネシア国内に支所を設置する等の場合は登録が必要となる。
	現地 NGO/CSO 等の情報
	➤ インドネシアにおいて日本の ODA 事業の経験があるカウンターパートは地方自治体、大学、インドネシアの財団や現地 NGO 等多岐にわたる。 ➤ インドネシアの現地 NGO リストとして民間研究機関(Social Monitoring and Early Response Unit: SMERU)が NGO データベースをインドネシア語にてオンラインで提供している。地域別検索や分野別検索およびフリーワード検索に対応しており、現在は 1,600 団体以上の NGO を検索することができる。

カンボジア王国

対象国の基本情報

■ 主要指標

人口 (2020 年)	面積	GDP (2020 年、名目)	一人当たりGNI (2020 年、名目)	貧困率 (2012 年 国家貧困 ライン以下の人口比 率)
1,671 万人	18.1 万 km ² (日本の面積の 約 2 分の 1)	252 億米ドル	1,500 米ドル	17.7%
行政区分	立憲君主制。首都はプノンペン、24 州に分かれ、区、市、郡などから構成される。			
主要産業	農業(GDP の 25.0%)、工業(GDP の 32.7%)、サービス業(GDP の 42.3%)			
民族	人口の 90%がカンボジア人(クメール人)とされている			
言語	クメール語			
宗教	仏教(一部少数民族はイスラム教)			

出所:
World Bank (2021) “World Development Indicators” <https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators#> (2021 年 12 月アクセス)

外務省(2021)「カンボジア王国 基礎データ」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/index.html> (2021 年 12 月アクセス)

財団法人自治体国際化協会「カンボジアの地方自治」<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/426.pdf> (2021 年 12 月アクセス)

■ 危険情報

レベル1「十分注意」全土

(2021 年 2 月更新、外務省海外安全情報 https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2021T013.html#ad-image-0)

* このほか JICA 安全措置もある。

■ 感染症危険情報

外務省の感染危険情報については以下の URL より確認できる。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_004.html#ad-image-0

■ 草の根技術協力の例



出所: JICA カンボジア事務所

「カンボジア国における子供の栄養改善 1000 日アプローチ」

(特定非営利活動法人シェア＝国際保健協力市民の会)

項目	概要
基礎的な分野別課題	開発政策・課題
	➤ 国家戦略開発計画 2019-2023 年では、「ガバナンス(統治・管理)改革の加速」、「戦略実行のための包括的な環境整備」、「人的資源開発」、「経済の多様化」、「民間セクター・雇用の促進」、「持続的で包括的な開発」を優先事項として挙げている。戦略実行のための環境整備において「協会と NGO 法(Law on Association and Non-governmental Organizations)」の実施を通じ、NGO との連携を今後も継続的に強化していく方針を述べている。
	日本の開発協力方針
	➤ 対カンボジア開発協力方針(2019 年)において、大目標「2030 年までの高中所得国入りの実現に向けた経済社会基盤の更なる強化を支援」のもと、(1)産業振興支援、(2)生活の質向上、(3)ガバナンスの強化を通じた持続可能な社会の実現、が重点分野(中目標)である。

	➤ 産業人材の育成、都市環境整備、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジに向けた取り組み、行政機構の組織強化や環境管理への取り組み等を述べている。
	本邦 NGO/CSO 等の活躍が期待される分野・課題
	➤ 教育:教育の質を伴う、平等で包括的な教育システムの実現が目指されている。課題として、学習成果が期待されるレベルよりも低いこと、中学校の落第が多いこと、学校運営の弱いこと、民間セクターとの連携が限定的で職業訓練の範囲や内容が労働市場のニーズに合っていないこと、高等教育の質が市場のニーズに合っていないこと、も挙げられている。加えてスポーツ教育の一層の強化も、NGO/CSO に期待される分野である。 ➤ 保健:課題として、プライマリーケアサービスの不十分さ、ヘルスケアと処置の質の制約、各専門分野の医者や医療関係者のレベルの低さ、国民皆保険制度の未整備、健康的な食生活やライフスタイル、衛生概念や食料安全の意識の低さ、農村貧困層の女性や幼児・児童の栄養不足と死亡率の高さ、があげられている。 ➤ 農業:農業の生産性が低いこと、農業の投入財の質の低さ、ニーズに合致していない農業技術サービス、農業サプライチェーンの未発達、畜産と養殖漁業の制約、農業市場情報提供メカニズムの不足、農村でのクリーンな水へのアクセス改善と衛生問題等、多面的な課題がある。したがって、農業技術の普及支援や、組合などに対する運営のような一般的支援と並行して、他領域も包摂し、合わせて発展可能な支援(例えば、障害者の生活向上と農業支援を実施した例あり)が有効とみられる。
ドナーの 援助動向	日本の援助動向
	➤ ODA 事業実績全体では、教育(人材育成含む)、保健医療、インフラ整備関連のプロジェクトが近年注力されてきた。教育分野は、教員養成、産業人材育成、工学教育、保健分野については、母子保健、病院改善、母子ケア改善、農業分野は、生産システム開発、モデル構築、灌漑インフラ整備等の案件の実績がある。 ➤ 教育分野では、職業訓練の技術協力や草の根技術協力、保健分野で子供の栄養改善の草の根技術協力、病院改善の技術協力、農業分野では、農産物加工の草の根技術協力の他、灌漑・排水設備整備の有償資金協力の実施実績がある。
	他ドナーの援助動向
	➤ 米国:米国国際開発庁(USAID)は、「包括的で持続可能な経済成長」、「サービスの向上によるカンボジア人の健康、教育、福祉の改善」、「人権の保護および政府における説明責任の向上」を優先分野として支援している。同国における民主主義、人権及びガバナンス、女性と若年層の政治参加の促進のために CSO との協働を積極的に行なっている。 ➤ フランス:フランス援助庁(AFD)は、主要支援領域として「バランスのとれた国土開発の推進」と「環境および社会の側面における生産部門の支援」を掲げている。1 点目は、「基本的なサービスへのアクセス」、「持続可能で計画的な都市化」および「水資源管理と気候変動への適応への支援」、2 点目は「再生可能エネルギーとエネルギー効率の促進」および「人的資本と社会的包摂の強化」を支援する方針である。また、NGO ネットワーク支援を重点項目の一つとして挙げて NGO/CSO のネットワークを支援し、フランス NGO16 団体による 24 件のプロジェクトへの資金援

	助を実施している（2021 年 12 月現在）。全てのプロジェクトはカンボジアの NGO/CSO とのパートナーシップの下に実施されている。対象分野は、農業と食糧安全、教育、職業訓練、若年層の包摂、ガバナンス、人権、社会セクターである。 ➤ 世界銀行(WB): 支援の課題として、「政府の効率促進と民間セクターの開発」、「人間開発の促進」、「農業生産性向上と自然資源の持続的活用」の 3 分野を挙げている。教育分野では、子供向けの教育の質、保健分野では、保健と栄養の改善を目指したプロジェクト、また、COVID-19 による社会・経済的打撃への対応や復興を進めるべく、COVID-19 緊急対策プロジェクトを実施している。市民参加の推進についてカンボジア政府による社会的説明責任の枠組み(Social Accountability Framework: SAF)およびその実行計画 (Implementation Plan for SAF)をボランティアのファシリテーターとともに実施している。 ➤ アジア開発銀行: 「競争力と経済的多様化を加速」、「人的資本と生涯学習の強化」、「環境に配慮し、持続可能かつ包括的な開発の促進」、「ガバナンスの向上」、の4つの方針の下、教育分野では、後期高等教育(Upper secondary education)、理系人材育成、金融知識の向上、技術訓練、職業訓練、デジタルスキル、ソフトスキルに焦点をあてている。農業分野ではキャッサバ等の競争力の高い農作物のバリューチェーン強化、保健分野では、COVID-19 対策の緊急対応としてワクチンの普及や医療体制の強化等のプロジェクトを実施している。
現地活動 関連情報	NGO/CSO 等の活動に関する法令・登録制度・諸手続き ➤ 一般的事項: カンボジアにおける NGO/CSO 等の社会的組織の全体概要や設立、活動に関連する法規として、「協会及び NGO 法（2015）」がある。NGO 登録が必要であり、そのプロセスとしてカンボジア外務省との覚書(Memorandum of Understanding: MOU)を締結することが求められている。 ➤ JICA 草の根技術協力事業の場合: 相手国の了承の取り付けは、JICA からカンボジア側関係省庁(協力機関)へ通知されるが、上記の MOU 締結の NGO 登録の手続きを完了させる必要がある。
	現地 NGO/CSO 等の情報 ➤ カンボジアでは、国際 NGO の活動の歴史が長いため、連携経験のある現地 NGO や公的機関、大学・研究機関などが多く存在すると共に、連絡協議体であるカンボジア協力委員会 (Cooperation Committee for Cambodia: CCC)なども存在している。 ➤ カンボジアにおける現地 NGO/CSO のリストについては、複数の組織がとりまとめているリストが存在する。政府機関のカンボジア復興開発理事会 (Cambodian Rehabilitation and Development Board : CRDB)の NGO データベース、NGO 連絡協議会のカンボジア協力委員会 (CCC)の NGO データベースがあるが、最新情報については個別に各団体に確認する必要がある。

ネパール

対象国の基本情報

■ 主要指標

人口	面積	GDP (2020 年、名目)	一人当たり GNI (2020 年、名目)	貧困率 (2010 年国家貧困 ライン以下の 人口比率)
2,910 万人	14.3 万 km ² (北海道の約 1.8 倍)	336.57 億米ドル	1,190 米ドル	25.29%
行政区分	連邦制(連邦政府、州政府、地方政府)。首都はカトマンズ、7 州の下に 77 郡がおかれている。			
主要産業	農林業、貿易・卸売業、交通・通信業			
民族	バルパテ・ヒンドゥー、マガル、タルー、タマン、ネワール等			
言語	ネパール語			
宗教	ヒンドゥー教徒 (81.3%)、仏教徒 (9.0%)、イスラム教徒 (4.4%) 他			

■ 危険情報

レベル 2(不要不急の渡航は止めてください): 極西部、中西部、中部及び東部
レベル 1(十分注意してください): 上記以外の地域
(2021 年 12 月更新 外務省安全情報 https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2021T007.html#ad-image-0)
* このほか JICA 安全措置もある。

■ 感染症危険情報

外務省の感染危険情報については以下の URL より確認できる。
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_010.html#ad-image-0

■ 草の根技術協力の例



「カスキ郡デタール VDC における栄養改善と生活習慣病予防のための活動」

(学校法人 森ノ宮医療大学)

出所: JICA 草の根技術協力事業(実施中案件概要)(2019 年 3 月実施中) ウェブページ <https://www.jica.go.jp/nepal/office/about/ngodesk/ku57pq0000qghlp-att/kusanone.2019.ja.pdf> (2022 年 1 月アクセス)

概要

基礎的な分野別課題

開発政策・課題

➤ 第 15 次 5 カ年計画(2019/20-2023/24)では、2022 年までに最貧国からの脱却を目標とし、高く公平な国民所得と経済的・社会的公正を実現するために、「投資環境の整備、連邦政府制度の効果的な実施、インフラ整備への大規模な投資」、「人的資本の構築」、「農業と産業の生産性向上」、「環境保護」、「自然災害や気候変動に対する強靱性の向上」などを優先分野としている。ネパールの開発において NGO/CSO は、政府の開発目標や優先事項に対応する分野で、プログラム実施や社会の力を結集することにより、貧困緩和、能力強化、市民意識の向上に役割を果たすことが期待されている。また、遠隔地、後進地域開発での生産の増加やサービス提供、透明性、説明責任、質素倹約の価値を維持することで、制度的なグッド・ガバナンス(良い統治)の構築を支援することも期待されている。

	日本の開発協力方針
	➤ 対ネパール民主共和国別開発協力方針(2016 年 9 月)において、大目標「後発途上国からの脱却を目指した持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」のもと、(1) ハード及びソフト両面にわたる震災復興及び災害に強い国づくり、(2) 経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済基盤整備、(3) 貧困削減及び生活の質の向上、(4) ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり、が重点分野(中目標)である。 ➤ 防災事業、農業生産性と所得の向上、保健医療と教育水準の向上、ガバナンス能力向上、コミュニティ能力強化と人材育成支援等が述べている。
	本邦 NGO/CSO 等の活躍が期待される分野・課題
	➤ 保健衛生: 一定レベルの品質の保健サービスへのアクセスの欠如、保健サービス・公衆衛生の専門人材の育成の不十分、政府の保健機関での近代的設備や専門医の不足、感染性疾患や非感染性疾患の存在、栄養不良、事故や災害による健康問題、グローバル化による食生活やライフスタイルの変化による非感染性疾患や精神疾患の増加、妊産婦死亡率減少のペースの遅さ等が課題となっている。対策として、質の高い保健サービスへのアクセス確保、母子・子供・青年及びその家族を対象とした保健サービスの更なる改善及び拡充、連邦政府と地方レベルでの病院や保健機関の拡充及び多様なスキルを有する人材の育成等が挙げられる。 ➤ 教育: 質の高い教育へのアクセス確保が不十分、児童が継続的に通学できない、期待された学習効果の未達成、全学校で科目別の教師の管理ができないこと、技術・職業訓練の未整備、技術習得に係るリソースが不十分、といった課題がある。コロナ禍のもと、IT インフラが未整備でオンライン授業が受けられず、都市・農村部の教育格差の拡大も指摘されている。 ➤ 防災: 災害リスクに関する十分な情報や知識の欠如、災害リスク削減と開発事業間の調整不足、開発プロセスにおける災害への備えや災害管理が不十分、災害リスク確認・マッピングの欠如、天然資源の無計画で過度な採掘等が課題として挙げられている。2015 年の震災後、各自治体で防災計画策定、学校での防災教育が必修となったが、現場教師への指導ガイドラインが無い等、自治体の計画・実施能力の低さに起因して防災教育が十分でない等、ソフト面において NGO へのニーズが高い。
ドナーの援助動向	日本の援助動向
	➤ 過去 10 年は、有償資金協力分野では電力や道路等のインフラ整備関係が中心、技術協力分野では、教育、防災・災害復興、ガバナンス分野での支援が中心である。無償資金協力分野では、道路や電力等のインフラ整備のほか、教育、保健・医療分野の案件が多い。 ➤ 日本の NGO 等が実施している草の根技術協力や外務省日本 NGO 連携無償資金協力などでは、防災・災害復興、保健衛生、農業・生計向上、脆弱者支援及び教育分野での案件が多い。
	他ドナーの援助動向
	➤ 世界銀行(WB): 「公共セクター強化」、「民間セクター主導の雇用創出と成長」、「気候変動の影響や自然災害に対する回復力の強化、貧困層・脆弱層及び社会から疎外された人々の包摂」の三つを支援の柱としている。各分野で NGO/CSO との協議をするほか、ネパール政府のガバナンス向上のために NGO/CSO を支援している。なお、保健衛生分野では、健康、栄養、人口、

	HIV/AIDS プロジェクト、栄養に関するコミュニティベースプロジェクト、農村水供給衛生プロジェクト、保健セクター運営改革プロジェクト、社会保障及び市民登録システムの強化プロジェクト、を実施している。教育分野では、学校セクター改革プログラム、職業教育及びトレーニング強化プロジェクト、高等教育改革、学校セクター開発プログラム、貧困層を対象とした奨学金プロジェクトを実施中である。 ➤ アジア開発銀行 (ADB) : 「民間主導による成長のためのインフラ整備」、「地方政府等に権限移譲された教育、灌漑、農業バリューチェーン等へのアクセス改善」、「環境の持続性と回復力の推進」を支援の柱としている。また、援助計画では、国際・現地 NGO/CSO 等開発パートナーや現地の研究・教育機関や調査機関等との協働や調整の強化を方針としている。教育分野では、初等・中等教育へのアクセス改善、職業訓練の改善、高等技術教育の強化、学校セクター開発計画の支援、保健衛生分野では、水供給・衛生および健康イニシアチブによる COVID-19 の予防と管理、防災分野では、優先順位の高い河川流域洪水リスク管理事業、地震で被災したコミュニティの災害リスク軽減と生計回復、学校施設の防災力強化等の事業を支援している。 ➤ 米国 : 米国国際開発庁 (USAID) は、民主的なガバナンスと保健・教育分野の成果を向上させ、より自立した、豊かで包括的なネパールを実現することを目標に、「公平な民主主義システム構築」、「広範で包括的な経済成長促進」、「包括的な保健・教育システムの強化」、「より公平な天然資源と災害リスクの管理」、を優先支援分野としている。このうち、教育分野では、教育の質の向上(小学校低学年の読解力向上)、教育へのアクセス向上(教育施設建設、教材提供等)、安全な学習環境の整備、保健分野では、母子保健、栄養、家族計画、HIV/AIDS 等の支援、防災分野では、災害リスク管理のネパール政府能力強化、脆弱層のニーズに対応した防災や災害対策、人々が自ら災害から身を守る方法の理解を深めるための防災教育、を方針としている。
現地活動 関連情報	NGO/CSO 等の活動に関する法令・登録制度・諸手続き
	➤ 一般的事項 : 国際/現地 NGO/CSO の活動に関連する法律は「協会登録法 (Association Registration Act 1977 (amendment in 1992))」であり、多数の NGO/CSO がこの法律に基づいて登録しており、所管官庁は女性・子供・高齢者省の社会福祉協議会 (Social Welfare Council : SWC) である。ネパール国内の年間の事業活動予算が 20 万米ドル以上の場合と、20 万米ドル未満である場合で登録手続きは異なる。 ➤ JICA 草の根技術協力事業の場合 : 相手国の了承取り付けとして、SWC の事業合意書/許可書を取得する必要がある。NGO の登録手続きに関しては、上記基準が適用される。
	現地 NGO/CSO 等の情報
	➤ ネパールで本邦 NGO が JICA 草の根事業を実施する際、現地制度により現地 NGO 等のパートナーと連携することが求められている。本邦 NGO と連携実績のある現地 NGO に係る情報については、JICA ウェブページに公開されている JICA ネパール事務所作成の「NGO ハンドブック 2020」において、コンタクト先、専門分野や関与した事業が掲載されており、参考になる。 ➤ 社会福祉協議会 (SWC) やネパール NGO 連盟 (NGO Federation of Nepal) のウェブページで国際 NGO 及び現地 NGO の情報を検索できる。 ➤ 現地で活動実績がある複数の本邦 NGO によると、現地 NGO の意思決定体制やマネジメント能力、現場ニーズの熟知度を把握することは難しく、インターネット等を通じて事業報告書や年報等の情報収集後、さまざまな団体と面談をして情報収集したほうが良いとの意見が聞かれた。

バングラデシュ人民共和国

対象国の基本情報

■ 主要指標

人口	面積	GDP (2020 年、名目)	一人当たり GNI (2020 年、名目)	貧困率 (2016 年 国家貧困ライン以下の人口比率)
1 億 6,468 万人	14.7 万 km ² (日本の面積の約 4 割)	3,242 億米ドル	2,030 米ドル	24.3%
行政区分	共和制。首都はダッカ、8つの管区から成り、その下に 64 の県が置かれている。			
主要産業	衣料品・縫製品産業、農業			
民族	ベンガル人が大部分を占める。ミャンマーとの国境沿いのチッタゴン丘陵地帯には、チャクマ族等を中心とした仏教徒系少数民族が居住。			
言語	ベンガル語（国語）、成人（15 歳以上）識字率：72.9%			
宗教	イスラム教徒 90.4%、その他（ヒンドゥー教徒、仏教徒、キリスト教徒）9.6%			

出所：

World Bank (2021)“World Development Indicators” <https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators#> (2021 年 12 月アクセス)

外務省 (2021)「バングラデシュ人民共和国基礎データ」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bangladesh/data.html#section1> (2021 年 12 月アクセス)

国土交通省国土政策局「バングラデシュ」<https://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/international/spw/general/bangladesh/index.html> (2021 年 12 月アクセス)

■ 危険情報

レベル1「十分注意」

(2021 年 02 月更新、外務省海外安全情報 https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2021T096.html#ad-image-0)

* このほか JICA 安全措置もある。

■ 感染症危険情報

外務省の感染危険情報については以下の URL より確認できる。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_012.html#ad-image-0

■ 草の根技術協力の例



出所: 特定非営利活動法人 SEEDS Asia より写真提供

「バングラデシュにおける都市部のコミュニティ防災力向上支援事業」

(特定非営利活動法人 SEEDS Asia)

項目	概要
基礎的な分野別課題	開発政策・課題 ➤ 第 8 次 5 力年計画 2020-2025 年では、6 つのテーマとして「COVID-19 からの迅速な回復」、「GDP 成長率の加速・雇用の創出・生産性の加速と急速な貧困削減」、「開発プロセスへの全国民参加と貧困層や脆弱層支援」、「災害や気候変動に強く、天然資源の持続的利用の推進」、「SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)の達成」を挙げている。 ➤ NGO/CSO 活動はバングラデシュにおいて活発であり、政府の長期ビジョン計画の中でも NGO/CSO の集合体は社会的機関(social institutions)セクターとして、政治家、官僚とともに第三の機関と位置付けられている。NGO とのパートナーシップ強化の対象分野として、子供の栄養改善、官民連携促進(PPP)を通じた保健・交通・教育・住宅などを含む公的サービスの向上、水質汚染の改善、森林資源の持続可能なマネジメント、職業訓練、地域サービスの向上、汚職の削減を

	含むガバナンス(統治)改善、都市開発、農村農民との連携、健康状態の格差是正、社会的に排除されている人々の包摂、災害マネジメント向上によるリスクの低減などを挙げている。
	日本の開発協力量針
	➤ 対バングラデシュの開発協力量針(2018 年)において、大目標「中所得国化に向けた、持続可能かつ公平な経済成長の加速化と貧困からの脱却」のもと、(1) 中所得国化に向けた、全国民が受益可能な経済成長の加速化、(2) 社会脆弱性の克服、が重点分野(中目標)である。 ➤ 高度経済成長実現のための輸送・エネルギーインフラ整備、投資環境改善への民間セクター人材育成、貧困、飢餓、教育、保健、ジェンダー、水・衛生などの SDGs の達成に貢献する方針である。
	本邦 NGO/CSO 等の活躍が期待される分野・課題
	➤ COVID-19 感染症対策(保健・医療): 公共の場において感染対策への意識の低さが散見され、再度の感染拡大の懸念が持たれている。個々人の感染対策への意識が高い日本の知見がバングラデシュでの啓発活動に大いに役立つ可能性がある。 ➤ 防災分野: 日本はこれまでサイクロンシェルターの建設など防災インフラのハード支援を通じて災害犠牲者数の減少に大きく寄与してきた。今後は意識啓発、避難訓練、防災対策のコミュニティ構築など、NGO や地方自治体の知見を活かしたソフト面での支援も求められている。 ➤ ミャンマーからの避難民受入れホストコミュニティへの包括的支援: ミャンマーからの避難民の問題解決が進んでいないことから、継続的な支援は今後も求められる。現在のコックスバザールの避難民キャンプ周辺での産業開発や避難民・ホストコミュニティの雇用創出に強い関心を示している本邦企業からの照会もあり、官民が連携する形での支援も期待されている。
ドナーの援助動向	日本の援助動向
	➤ 日本の ODA 事業は過去 10 年間、インフラ整備、防災、保健医療、ガバナンス関連のプロジェクトなど幅広く展開されてきた。そのうち、保健医療分野では熱帯病対策の技術協力、防災分野は特に事業が多く、地方防災計画策定・実施能力強化の技術協力、災害リスク管理能力強化や洪水対策の有償資金協力、コミュニティ防災の草の根技術協力、民間連携調査など様々なスキームで事業実績がある。難民支援に関しては、ミャンマー避難民ホストコミュニティ生計向上の草の根技術協力も実施された。また、外務省の NGO 連携無償資金協力についても他国に比して実施実績が多く、保健、コミュニティ支援、防災分野を中心に、それ以外は農林業、教育・人づくりについての事業実績が多い。
	他ドナーの援助動向
	➤ 米国: 米国開発援助庁(USAID)は、食糧安全、環境の強靱性、民主主義とガバナンス、保健、教育、人道支援の分野の支援に焦点をあてている。COVID-19 緊急対策として医療機材提供、コールドチェーンの構築支援、物流支援、ワクチンの贈与、ヘルスケア施設の運営効率化支援などを実施している。ロヒンギャ難民緊急支援においては、脆弱者層への食糧支援、緊急栄養支援を含む基本的な人命救助を実施している。防災分野では主に脆弱者層の自然災害による影響への対応を焦点とし、現地政府やコミュニティに防災委員会を作り、避難計画の策定や避難訓練の実施などを支援している。また洪水のリスクが高い地域においてバングラデシュ政府及び米軍の

	エンジニア、国際 NGO の CARE、Save the Children と協業し、多目的サイクロンシェルターの建設を行った。 ➤ 英国: 英国: 外務・英連邦・開発省 (FCDO) は、「危機に対する安定性と強靱性の構築」支援方針のもと、防災の強化と共に 50 万人へ人道支援の継続実施を表明している。また、ロヒンギャ難民に対する継続的な支援についても言及され、バングラデシュ政府及び国際社会とロヒンギャ難民及び脆弱なホストコミュニティの短期的及び中期的なニーズに応える支援を行うとしている。また、NGO 関連では、「Start Fund」という多国籍ドナー拠出による緊急対策ファンドの設立・支援を行っており、NGO に対して迅速な資金支援を実施してきている。 ➤ 世界銀行 (WB): 「成長と競争力」、「社会包摂」、「気候と環境のマネジメント」の 3 分野に焦点をあてて支援を行ってきた。COVID-19 対策ではテスト、治療、感染対策、公的保健システムの強化などを迅速に支援した。また、その後も医療物資支援、COVID-19 影響を受けた小規模事業者支援、雇用創出支援など幅広い支援を行っている。ロヒンギャ支援においては、世界銀行は 5 件のプロジェクトへ合計 5.9 億ドルの無償資金供与し、バングラデシュ政府のロヒンギャの受入れホストコミュニティへの支援を支えている。防災関連分野では、気候変動に対し脆弱な 450 の海沿いの漁村に住む 46,777 の漁業従事世帯に対し生活支援を実施した。
現地活動 関連情報	NGO/CSO 等の活動に関する法令・登録制度・諸手続き ➤ 一般的事項: バングラデシュの NGO/CSO 等の活動の際、登録手続きについて参照する法律として、「団体登録法 (The Societies Registration Act, 1860)」、「信託法 (The Trust Act, 1882)」、「会社法 (The Companies Act, 1913 (amended in 1994))」があり、首相府 NGO 局 (NGO Affairs Bureau) が登録を担当する。 ➤ JICA 草の根技術協力事業の場合: 相手国の了承の取り付けは、関係機関との会議議事録 (Minutes of Meeting: M/M) あるいは協議議事録 (Record of Discussion: R/D) を締結する。上記の NGO 登録は必須となる。ただし、日本の地方自治体、公益法人もしくは大学法人であれば、NGO Affairs Bureau への NGO 登録は不要である。また、事業提案団体が NGO の場合、当該 NGO のバングラデシュ支部が NGO 登録されている場合もしくは現地 NGO を通じて事業を実施する場合も NGO 登録は不要である。
	現地 NGO/CSO 等の情報 ➤ これまで日本の ODA 事業実績においてカウンターパートとなった財団、マイクロファイナンス機関、大学などの数は多い。本邦 NGO との連携実績のある現地の NGO として、Dwip Unnayan Sangstha (防災分野)、Society for Underprivileged Families (教育分野) などがある。 ➤ 現地 NGO リストは NGO 局がウェブページで NGO データベースを公開しており、現地 NGO は 2,273 団体、海外 NGO は 260 団体ある (2021 年 12 月時点)。また、JICA バングラデシュ事務所 NGO デスクでも独自に 30 団体程度の現地 NGO リストを作成している。

東ティモール民主共和国

対象国の基本情報

■ 主要指標

人口	面積	GDP (2020 年、名目)	一人当たり GNI (2020 年、名目)	貧困率 (2014 年 国家貧困ラ イン以下の人口比率)
130 万人	1,487 万 km ² (日本の首都圏 4 都県の 合計面積とほぼ同じ)	18.2 億米ドル	1,830 米ドル	41.8%
行政区分	共和制。首都はディリ、12 の県と 1 つの特別行政区で構成される。			
主要産業	農業(多くは零細農業。コメ、とうもろこし、いも類、ココナッツ等を栽培)。輸出用作物としてコーヒー。石油、天然ガス。			
民族	テトゥン族等大半はメラネシア系。その他マレー系、中華系、ポルトガル系を主体とする欧州系及びその混血等。			
言語	公用語はテトゥン語およびポルトガル語。実用語に、インドネシア語および英語。			
宗教	キリスト教 (99.1%)、イスラム教 (0.79%)			

出所:

World Bank (2021)“World Development Indicators” <https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators#> (2021 年 12 月アクセス)

外務省(2021)「東ティモール基礎データ」 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/easttimor/data.html> (2021 年 12 月アクセス)

■ 危険情報

レベル 2(不要不急の渡航中止): インドネシア(西ティモール)との国境地帯

レベル 1(十分注意): 上記地帯を除く全土

(2021 年 04 月更新、外務省海外安全情報 https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2021T074.html#ad-image-0)

* このほか JICA 安全措置もある。

■ 感染症危険情報

外務省の感染危険情報については以下の URL より確認できる。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_295.html#ad-image-0

■ 草の根技術協力の例



出所: JICA 東ティモール事務所

「パーツ大学における『住民ニーズに基づく保健実践』
のための教育強化プロジェクト」

(一般社団法人 Bridges in Public Health)

項目	概要
基礎的な分野別課題	開発政策・課題
	➤ 東ティモール戦略的開発計画 2011-2030 では、社会資本、インフラ整備及び経済開発の 3 つの主要分野別に計画を掲げ、これらを支える効果的な制度的枠組みと強靱なマクロ経済的基盤を構築する戦略をたてている。2021-30 年の第三フェーズの開発計画ステージでは、極貧の根絶、民間セクター強化、非石油部門の産業の多様化を計画している。
	日本の開発協力方針
	➤ 対東ティモール民主共和国国別開発協力方針(2017 年 8 月)では、大目標「持続可能な国家開発の基盤づくりの支援」の下、(1)経済社会基盤の整備・改善、(2)産業の多様化促進、(3)社会サービスの普及・拡充、が重点分野(中目標)である。 ➤ 「産業の多様化促進」では農水産を含む産業の育成と効率化や産業人材の育成支援、「社会サ

	ービスの普及・拡充」では人材育成が急務であることから特に治安、保健・衛生、教育、司法等の分野の計画立案・実施能力を高める支援、民間セクターを通じた社会サービス普及・拡充への側面的支援を述べている。
	本邦 NGO/CSO 等の活躍が期待される分野・課題
	長年の内戦の影響で全分野において制度整備と人材育成が急務となっている。 ➤ 保健・医療: 2016 年の乳幼児死亡率や児童死亡率は 2009～10 年との比較で乳幼児死亡率や児童死亡率は約 3 分の 1 に減少している一方で、新生児死亡率は 14%の減少にとどまっており、5 歳以下死亡率のほぼ半分を占めていることが注視される。母子保健サービス、新生児のケアの保健サービスシステム、地方分権化の中で地方の保健サービスの格差が一層懸念される中、公平なサービスデリバリーの改善にも課題がある。 ➤ 観光: 2017 年に国家観光政策 (Growing Tourism to 2030 – Enhancing National Identity) を発表、観光業を国家社会経済的発展の中核に据え、外貨獲得、雇用創出、貧困削減を狙っている。 ➤ 職業訓練(建設機械設備): 労働人口の大部分が農業や零細ファミリービジネスに従事しており農業を中心に森林や水産等の資源の持続的な活用による産業の育成、効率化の促進及び産業人材の育成が必要である。道路・橋梁等インフラ整備が進む中で建設機械等の重機維持管理能力不足が課題となっている。大規模災害が頻繁に発生しているからも重機整備の充実が求められる。
ドナーの援助動向	日本の援助動向
	➤ 日本の ODA 全体では、過去 10 年間では有償資金協力で道路案件が1案件のみ、技術協力では教育、道路維持管理、灌漑及び天然資源管理などの分野が支援の中心で、無償資金協力では、港湾、灌漑、教育及び防災分野の案件が多い。 ➤ 日本の NGO 等が実施している JICA の草の根技術協力や外務省の日本 NGO 連携無償資金協力などでは、保健、農業・生計向上、水供給、職業訓練分野での案件が多い。保健衛生分野では、プライマリヘルスケア、保健教育、海外協力隊派遣、観光分野では、無償資金協力の港湾整備、主に JICA 海外協力隊の派遣、職業訓練では、自動整備や建設機械整備士・オペレーターの養成の実績がある。
	他ドナーの援助動向
	➤ オーストラリア: オーストラリア外務貿易省 (DFAD) は、「健康の安全保障 (Health-security)」、「安定性 (Stability)」、「そして「経済回復 (Economic Recovery)」の 3 分野への援助方針を掲げている。保健分野では、母子保健の継続ケアを改善するプログラム、職業訓練においては、COVID-19 後の東ティモールの経済回復に資する熟練労働者育成の支援プログラムを実施中である。NGO との間でオーストラリア NGO 協力プログラム (The Australian NGO Cooperation Program: ANCP) というパートナーシップを組み、ANCP で支援を受けた NGO が現地パートナーと共にコミュニティベースのプロジェクトを実施している。2015 年から 2021 年までに ANCP で採択され、東ティモールで実施された保健、職業訓練、観光分野での案件は 61 件である ➤ 欧州連合 (EU): 「ガバナンスの向上」と「農村開発」を支援重点分野しており、東ティモールの開発には NGO/CSO が重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティの参加や啓発活動、地方公

	共団体との協力、トレーニング、リサーチ等に関連するソフトな活動への支援に重点が置かれている。保健分野における支援としては、EU と国連児童基金 (UNICEF) が協働で、栄養不良の子供対策のための母親支援などを実施してきた。 ➤ 米国:米国国際開発庁 (USAID) は、保健分野では地方自治体対象に医療サービス提供のモデルの構築、保健省 (MOH) の能力向上と制度強化、母親と新生児の健康状態の改善を目的としたプロジェクトを実施した。また、観光分野においては国家観光政策の実施のため、制度、政策、法律の整備、持続可能な民間セクターによる観光投資や観光セクターへの東ティモールのコミュニティ、国内外 NGO、団体等の参加を促進するプロジェクトを実施している。
現地活動 関連情報	NGO/CSO 等の活動に関する法令・登録制度・諸手続き ➤ 一般事項:国際/現地 NGO/CSO の活動に関連する法律は、非営利団体法 (Law No.5/2005 On Non-Profit Making Corporate Bodies) である。同法は、Association や Foundation の両形態に適用される。同法では、国家開発計画に含まれる活動実施のために国から資金を受ける団体、開発パートナーから資金を受け入れる団体は、財務省 (Ministry of Finance) の監督の対象になる。公文書による登録が必要な資産 (事務所、車両、土地等) を所有しようとする団体は、上記法律に基づき法務省での登録が必要である。 ➤ JICA 草の根技術協力事業の場合:相手国の了承の取り付けとして、会議議事録 (Minutes of Meeting: M/M) を締結し、関係省庁及び外務協力省に対する JICA からの通知レターの発出、および関係省庁からの事業実施に対する回答文書「No Objection Letter」の取付が必要である。NGO 登録に関しては、東ティモールに資産を有する場合は、一般事項に記載のとおりの手続きが必要だが、東ティモール内に資産を有しない場合 (例えば、現地 NGO と連携して出張ベースで事業を実施する場合) には登録は不要である。但し、不測の事態の事前の防衛策としては、NGO 登録は推奨される。
	現地 NGO/CSO 等の情報 ➤ 日本の ODA 事業経験がある現地 NGO 等:保健医療分野では、大学、病院、NGO「東ティモール人材開発のために」が経験ある。 ➤ 海外機関との連携経験ある NGO 等:現地の NGO で海外のドナーや NGO など連携経験ある組織は、保健分野に多く、国際的な NGO 含め約 13 機関ある。また、観光分野 3 機関、職業訓練分野は 4 機関ある (2022 年 1 月時点)。

フィリピン共和国

対象国の基本情報

■ 主要指標

人口	面積	GDP (2020 年、名目)	一人当たり GNI (2020 年、名目)	貧困率 (2018 年 国家貧困 ライン以下の人口比 率)
1 億 958 万人	30 万 km ² (日本の面積 の約 8 割)	3,614 億米ドル	3,430 米ドル	16.7%
行政区分	共和制。7,641 の島があり、首都はマニラ、17 の地方 (15 の行政区、マニラ首都圏、1 つの自治区) と 81 の州から成る。			
主要産業	ビジネス・プロセス・アウトソーシング (BPO) 産業を含むサービス業 (GDP の約 6 割)、鉱工業 (GDP の約 3 割)、農林水産業 (GDP の約 1 割)			
民族	マレー系が主体。ほかに中国系、スペイン系及び少数民族がいる。			
言語	国語はフィリピン語、公用語はフィリピン語及び英語。180 以上の言語がある。			
宗教	ASEAN 唯一のキリスト教国。国民の 83% がカトリック、その他のキリスト教が 10%。イスラム教は 5%			

出所:

World Bank (2021) "World Development Indicators" <https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators#> (2021 年 12 月アクセス)

外務省 (2021) 「フィリピン共和国 基礎データ」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/data.html#section1> (2021 年 12 月アクセス)

財団法人自治体国際化協会「フィリピンの地方自治」 <http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/509.pdf> (2021 年 12 月アクセス)

■ 危険情報

レベル3 (渡航は止めてください) ミンダナオ地域の中中部以西 (周辺海域を含む)

レベル2 (不要不急の渡航は止めてください) パラワン州南部 (プエルトプリンセサ市以南地域) 及びミンダナオ地域の中中部以東など

レベル1 (十分注意してください) ミンダナオ地域の一部の州及び都市

(2021 年 4 月更新、外務省海外安全情報 https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2021T031.html#ad-image-0)

* このほか JICA 安全措置もある。

■ 感染症危険情報

外務省の感染危険情報については以下の URL より確認できる。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_013.html#ad-image-0

■ 草の根技術協力の例



出所: JICA フィリピン事務所

「マニラ首都圏を含む 11 地域の児童福祉施設及び自治体における子ども達の支援体制強化プロジェクト」

(特定非営利活動法人アクション)

項目	概要
基礎的な分野別課題	開発政策・課題 ➤ フィリピン開発計画(2017-2022)では、「健康で、強靱なフィリピン」というゴールを掲げ、重点分野として「高信頼社会の構築(人間中心テクノロジー、クリーンなガバナンス(統治)、伝統的相互扶助慣行の促進、等)」、「公平性と強靱性への変容(人的資源の開発、食糧安定性強化と国民の脆弱性の低減など)」、「成長の潜在力の向上(テクノロジー導入の拡大、等)」を上げている。また分野横断テーマとして、「海外フィリピン人への権利保護」、「戦略的インフラ開発加速」、「安全、強靱、持続可能性なコミュニティの構築」、「生態系の健全性、クリーンで健康的な環境の確立」、

	を述べている。
	日本の開発協力方針
	➤ 対フィリピン国別開発協力方針において、大目標「包摂的な成長、強靱性を備えた高信頼社会及び競争力のある知識経済の実現」に向けて、(1)持続的経済成長のための基盤の強化、(2) 包摂的な成長のための人間の安全保障の確保、(3) ミンダナオにおける平和と開発が重点分野(中目標)である。 ➤ 大首都圏や地方都市を中心とした交通インフラ整備、治安・テロ対策や海上安全分野の強化、情報通信の行政能力の向上、災害・環境問題への対応、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、高付加価値化への農業・農村開発、ミンダナオ島におけるガバナンス(統治)、公共サービス改善、等へ支援する方針である。
	本邦 NGO/CSO 等の活躍が期待される分野・課題
	➤ 教育:全人口に対する若年層の割合が多く、その中には経済的な理由で教育を受けられない子どもやストリートチルドレンが多いことから、彼らに対する教育や職業訓練のニーズが高い。特に雇用が不安定な同国において NGO は就業前の訓練や教育の提供において主要な役割を果たしている。加えて、COVID-19 の影響も大きく、学校の閉鎖への対応、遠隔教育の導入や質の向上など課題が多様化している。 ➤ 保健: 7,000 以上の島で構成されるフィリピンでは、多くの小さい島では医療設備や医療従事者が確保されておらず、遠隔医療や急患搬送、温度帯を管理した医薬品の輸送などにニーズがある。また、規模の大きい自然災害の発生が多く、医療・栄養・保健教育の領域においても支援が求められている。 ➤ 環境:フィリピン政府は国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議(COP26)にて 2030 年の温室効果ガス排出量 75%削減を目指すとし、使い捨てプラスチックの生産・輸入・販売・流通などを規制する法案の可決が推進されている中、環境配慮への取り組みは加速しつつある。
ドナーの援助動向	日本の援助動向
	➤ ODA 事業全体では、過去 10 年間、運輸、防災、農業関連インフラ整備、環境、保健・医療など幅広い分野でプロジェクトが実施されている。 ➤ NGO が実施する草の根技術協力、民間連携事業では、保健・医療分野で、特定の疾病の対策、環境分野は廃棄物管理や環境教育、教育分野は子供を対象とした教育教材・プログラムなどが実施された。また、貧困層を対象とした職業訓練、教育支援などの JICA 基金活用事業の実績がある。
	他ドナーの援助動向
	➤ 米国:米国開発援助庁(USAID)は「民主的ガバナンスの強化」、「包括的で、市場主導型による成長の拡大」、「環境とコミュニティの強靱力の増大」を方針としている。保健・医療分野では、ヘルスカウンセリングセッションの実施、保健・栄養関連の物資提供、モバイルクリニック等を実施してきた。環境分野では、持続可能な森林保全、地方政府の廃棄物リサイクル、生物多様性保全を支援してきた。 ➤ 世界銀行:「フィリピン国民への投資(保健、教育、栄養)」、「競争力と雇用の創出」、「平和構築

	及び自然災害へのレジリエンス(対応力・回復力)の強化」の3分野に焦点をあて、分野横断テーマとして「ガバナンス」と「デジタル・トランスフォーメーションの推進」を支援している。また、ミンダナオの開発とバンサモロ自治地域への包括的支援も掲げている。貧困層をターゲットとした全国コミュニティ主導型開発プロジェクトなどで保健・医療や教育分野の支援を行っている。 ➤ アジア開発銀行:教育分野では、「人々への投資」の柱の下に、質の高い後期高等教育(Upper secondary education)及び職業技術訓練(TVET)の改善、社会保障(social protection)、保健分野では、質の高いプロダクティブヘルスへのアクセス向上や COVID-19 対策、環境分野では、廃棄物マネジメント、水資源管理、気候変動及び災害リスク、レジリエンス(対応力・回復力)、海洋資源管理等への支援を実施している。
現地活動 関連情報	NGO/CSO 等の活動に関する法令・登録制度・諸手続き ➤ 一般的事項:非営利団体の設立と登録は会社法(Revised Corporation Code)に基づき、税制上の優遇措置は内国歳入法(National Internal Revenue Code)に基づく。CSOは、証券取引委員会(Securities and Exchange Commission:SEC)に非株式会社(non-stock corporations)として登録する必要がある。場合によって、主要事務所が所在する地方自治体(Local Government Unit : LGU)からも事業許可を得る必要がある。税金や寄付金の優遇を受けるには、フィリピン NGO 認定審議会(Philippine Council for NGO Certification:PCNC)からの認定が必要となる。 ➤ JICA 草の根技術協力事業の場合:相手国の了承の取り付けとして、フィリピン側実施機関との間で案件概要や協力体制等について明記した会議議事録(Minutes of Meeting:M/M)の署名締結を行う。現地の NGO 登録は望ましいが必須ではない。
	現地 NGO/CSO 等の情報 ➤ 近年のフィリピンにおける草の根技術協力では、本邦 NGO/CSO 等は中央・州政府、公的機関等を直接カウンターパートとして事業実施していることが多い。環境保全分野では、Cordillera Green Network(CGN)、El Nido Foundation(ENF)が本邦 NGO と連携実績がある。アジア開発銀行は業界や地域の取りまとめをしている団体のリストを「フィリピン市民社会の概要/Civil Society Briefs Philippines (2013)」の「取りまとめ団体/Umbrella and Coordinating Bodies」セクションの中で公開している。

マレーシア

対象国の基本情報

■ 主要指標

人口	面積	GDP (2020 年、名目)	一人当たり GNI (2020 年、名目)	貧困率 (2010 年 国家貧困ライン以下の人口比率)
3,240 万人	32.86 万 km ² (日本の約 0.9 倍)	3,366.6 億 米ドル	10,580 米ドル	25.2%
行政区分	立憲君主制。首都はクアラルンプール、13 の州と 3 つの連邦直轄領で構成され、そのうち 11 州及び 2 連邦直轄領がマレー半島に位置する。			
主要産業	製造業（電気機器）、農林業（天然ゴム、パーム油、木材）及び鉱業（錫、原油、LNG）			
民族	マレー系（69.6%）、中国系（22.6%）、インド系（6.8%）、その他（1%）			
言語	マレー語（国語）、中国語、タミール語、英語			
宗教	イスラム教（連邦の宗教）（61.3%）、仏教（19.8%）、キリスト教（9.2%）、ヒンドゥー教（6.3%）、儒教・道教等（1.3%）、その他			

出所:

World Bank (2021) “World Development Indicators” <https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators> (2021 年 12 月アクセス)

外務省 (2021)「マレーシア基礎データ」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/malaysia/data.html> (2021 年 12 月アクセス)

国土交通省(2015)「各国の国土政策の概要-マレーシア」<https://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/international/spw/general/malaysia/index.html> (2021 年 2 月アクセス)

■ 危険情報

レベル 3(渡航は止めてください): サバ州東側の島嶼部及び周辺海域並びに一部のサバ州東海岸(サンダカン、ラハ・ダトゥ、クナ及びセンボルナ周辺地域)

レベル 2(不要不急の渡航は止めてください): サバ州東海岸のうち、レベル 3 発出以外の地域(タワウを含む)

(2021 年 4 月更新、外務省海外安全情報 https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2021T075.html#ad-image-0)

* このほか JICA 安全措置もある。

■ 感染症危険情報

外務省の感染危険情報については以下の URL より確認できる。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsposhazardinfo_017.html#ad-image-0

■ 草の根技術協力の例



出所: 国立大学法人東北大学より提供

「地域コミュニティの安心と安全向上のための災害リスク理解に基づく防災力強化プロジェクト」

(国立大学法人東北大学)

項目	概要
基礎的な分野別課題	開発政策・課題 第 12 次マレーシア開発計画 2021-2025 年では、「経済再生」、「治安・福祉・包摂性の強化」、「持続可能性の追求」、の 3 つの主要テーマのもと、「将来に向けた人材育成」、「技術導入の加速と技術革新」、「コネクティビティ拡大と交通インフラ」、「公共サービスの強化」の政策を述べている。これらの政策の下に 14 の具体的な取り組み項目を挙げており、経済成長促進に向けて影響力の大きい産業の育成や新たな成長源として中小零細企業の改革、医療制度改革、極貧層撲滅アプローチの変革、開発格差縮小を目指したサバ州・サラワク州を中心とした成長促進、循環型経済、未来志向型人材を生み出すための産業人材育成・職業技術訓練エコシステムの改善などを述べている。

	日本の開発協力方針
	➤ 対マレーシア国別開発協力方針(2017 年 5 月)では、大目標「協力パートナーとしての関係構築」と「東アジアの地域協力の推進」の下、(1)先進国入りに向けた均衡のとれた発展の支援、(2)東アジア地域共通課題への対応、(3)東アジア地域を超えた日・マレーシア開発パートナーシップ、が重点分野(中目標)である。 ➤ マレーシアの発展が地域のモデルとなる支援や、マレーシアがドナー国としてパレスチナやアフリカ等への南南協力を行っていく方針である。
	本邦 NGO/CSO 等の活躍が期待される分野・課題
ドナーの 援助動向	➤ 保健福祉(生活習慣病、脆弱者支援):マレーシアは上位中所得国であり、発展レベルに見合った医療制度を有している。しかし、結核等の一部の病気は依然として根強く残っており、デング熱等の脅威が増加している。また、社会的に疎外され不利な立場にある脆弱層の疾病減少が求められている。近年、主な疾病は非感染性疾患に移行しており、その対策が必要である。 ➤ 防災:地理的にサイクロン、洪水、地滑り、干ばつ、疫病、環境劣化から生じる脅威に常に直面しており、中でも、洪水と地滑りが最も深刻な懸念事項であり、それらの対策が課題となっている。 ➤ 環境(廃棄物、水):廃棄物の量は、リサイクルの増加にもかかわらず、2005 年の一日当たり 19,000トンから 2018 年には一日当たり 38,000トンに大幅増加している。予想以上に増加し、埋め立て場が限られ、廃棄物処理コスト上昇と共に、廃棄物管理、環境や人々の安全な生活への影響の緩和が喫緊のニーズとなっている。マレーシア政府は再利用とゴミ削減方法を奨励し、最終的に埋め立て廃棄物を削減することで、廃棄物管理のより効果的な方法を推進している。また、水の問題については、首都圏の頻繁な断水の要因は、河川の上流の特に住宅地および工業地域において増加する廃棄物投棄、ならびに農業や土地開発などの活動による水源の汚染にあるといわれている。
	日本の援助動向
	➤ 過去 10 年の支援実績では、技術協力では環境関連分野が多くを占め、その他に防災、エネルギー、水産分野への支援が中心であった。有償資金協力は、高等教育分野で1件であった。 ➤ 日本のこれまでの JICA 草の根技術協力、外務省の日本 NGO 連携無償協力などでは、環境関連分野(廃棄物管理、生物多様性等)が多く、次いで上下水道、脆弱者支援、水産分野等となっている。大学や地方自治体が実施主体の場合が多く、保健(生活習慣病、脆弱者支援)、防災、環境(廃棄物管理、水)分野での案件を最近実施している。
現地活動 関連情報	他ドナーの援助動向
	➤ マレーシアは高位中所得国であることから、保健福祉、防災、環境分野における国際機関からの新規支援はなく、また二カ国間のドナーからの支援も限定的となっている。他ドナーは、マレーシアを地域内外の第三国への支援のパートナーとして事業を実施している。
	NGO/CSO 等の活動に関する法令・登録制度・諸手続き
	➤ 一般的事項: NGO の活動に関連する法例は、団体法(Societies Act 1996)及び団体規則(Societies Regulations 1984)である。マレーシアで活動しようとする外国 NGO は、同法に基づい

	て内務省 (Ministry of Home Affairs) の管轄の団体登記所 (Registry of Societies Malaysia) にて登録しなければならない。 ➤ JICA 草の根技術協力事業の活動の場合: 相手国の了承の取り付けとして、相手国実施機関及び政府対外援助窓口機関への事業の通知と実施機関との会議議事録 (Minutes of Meeting: M/M) を締結する。本邦から短期派遣ベースで実施する案件では、マレーシア側カウンターパート機関が政府に正式に登録された団体であれば、NGO の登録は不要である。
	現地 NGO/CSO 等の情報
	➤ マレーシアでは、先住民や障害者等の脆弱者層への支援、防災や環境保護、民主化に関する意見表明等、NGO/CSO による支援活動が必要とされる分野は継続的にある。過去 10 年に外務省草の根無償の供与を受けたり、草の根技術協力で連携したりした現地の団体は、保健福祉分野では、障害者協会等で 10 団体、防災分野では CSO が 1 件、環境(廃棄物、水)分野では NGO や協会など 3 団体であった。 ➤ 海外ドナーや NGO との連携で事業を実施している団体は、保健・福祉分野では 2 団体、防災分野では赤十字 (Red Cross)、環境分野(廃棄物、水)では 4 団体程度ある。

ザンビア共和国

対象国の基本情報

■ 主要指標

人口	面積	GDP (2020 年、名目)	一人当たり GNI (2020 年、名目)	貧困率 (2015 年 国家貧困ライン以下の人口比率)
1,840 万人	75.26 万 km ² (日本の約 2 倍)	193.2 億米ドル	1,190 米ドル	54.4%
行政区分	共和制。首都はルサカ、10 州 (Province) に分かれる。			
主要産業	鉱業 (銅、コバルト等)、農業 (トウモロコシ、タバコ、綿花、大豆)、観光			
民族	73 部族 (トンガ系、ニャンジャ系、ベンバ系、ルンダ系)			
言語	英語 (公用語)、ベンハ語、ニャンジャ語、トンガ語			
宗教	8 割近くはキリスト教、その他 イスラム教、ヒンドゥー教、伝統宗教			

出所:

World Bank (2021) “World Development Indicators” <https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators#> (2021 年 12 月アクセス)

外務省 (2021) 「ザンビア共和国基礎データ」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/zambia/data.html> (2021 年 12 月アクセス)

Zambia Data Portal “Zambia Demographics at a Glance” <https://zambia.opendataforafrica.org/efhbnl/zambia-demographics-at-a-glance> (2022 年 2 月アクセス)

■ 危険情報

レベル 2 (不要不急の渡航は止めてください): コンゴ民主共和国との国境付近 (コッパーベルト州ンドラ市を除く) 及びアンゴラとの国境付近

レベル 1 (十分注意してください): 上記以外の地域

(2021 年 8 月更新、外務省海外安全情報 https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2021T076.html#ad-image-0)

* このほか JICA 安全措置もある。

■ 感染症危険情報

外務省の感染危険情報については以下の URL より確認できる。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_104.html#ad-image-0

■ 草の根技術協力の例



出所: 耕野振興会 (宮城県伊具郡丸森町) より写真提供

「丸森町の在来技術を活用した小規模農家の食糧の利用安定強化プロジェクト」

(宮城県丸森町、耕野振興会)

項目	概要
基礎的な分野別課題	開発政策・課題
	➤ 第7次国家開発計画 2017～2021 年では、「持続的な成長と社会経済開発のために多様で回復力のある経済の創出」を主要目標として、「経済成長と雇用の創出」、「貧困と脆弱性の削減」、「開発による格差の縮小」、「人間開発の強化」、「包含的で多様性のある経済実現を促すガバナンス(統治)環境強化」、の 5 つの柱を掲げている。同計画策定時に NGO/CSO との協議実施のほか、ガバナンス環境強化の中の司法サービス提供改善の一つの方策として NGO/CSO を活用することを明記している。
	日本の開発協力方針
	➤ 対ザンビア共和国国別開発協力方針 (2018 年)において、大目標「鉱業への過度の依存から脱

	却した多角的かつ強靱な経済成長の促進」のもと、(1)産業の活性化、(2)経済活動を支えるインフラ整備・社会サービスの向上、が重点分野(中目標)である。 ➤ 経済多角化を進める上で重要な中小企業を中心とした民間セクターや農業セクターにおいて技術協力を軸とした支援、経済多角化に貢献するための基盤となるインフラ整備支援、経済成長の基礎となる社会サービス(教育・人材育成、保健及び給水・衛生)の向上を支援する方針である。
	本邦 NGO/CSO 等の活躍が期待される分野・課題
	➤ 保健・医療: 慢性的な栄養失調は依然として懸念され、2015 年の有病率は 40%を超えており、南部アフリカ地域で 2 番目に高い。政府の目標はこの数値を 30%に減少にすることである。マラリア、結核、HIV/AIDS の対策や予防が進んでいるが、その発生率や有病率も依然として非常に高い。その原因は保健サービスの質の低さやアクセスの格差(人材やインフラの不足が原因)と指摘されている。HIV/AIDS や結核などの感染症対策では、感染者が世界的に多い一方、医療技術や人材育成が不十分で、機動的に活動でき、知識や専門性や技術力を有する NGO に対するニーズは高い ➤ 教育(初等教育、理科): 初等教育の純就学率は男女ともに 100%、修了率 99%を超えており高い数字であるが、授業時間が1日約 4 時間しか確保できておらず、教育の質に課題がある。特に算数と読解能力がアフリカの他地域に比して低いこと、教員一人当たりの生徒数の比率が高いこと、教材や教室数が不足していることが課題として挙げられている。 ➤ スポーツ: ザンビア政府は持続可能な国家開発優先事項の達成にスポーツが貢献することの重要性を認識しており、スポーツの推進は、若年層を対象に身体的及び精神的な健康や幸福を築き、さらに国内の社会的結束を高めるための現実的な方法と考えられている。これまで日本はスポーツ振興を積極的に支援してきており、継続的なニーズがある。 ➤ 廃棄物処理: ザンビアの首都ルサカ市では、1 日に約 1,200 トンの廃棄物が排出されるが、回収率が 45%に留まっている。また、維持管理不足のために稼働できる廃棄物収集車が減少しており、同市全体の廃棄物回収率は低下傾向にある。同市のインフラ整備の遅れている居住区では、廃棄物の無差別投棄により衛生環境が悪化し、水の汚染によってコレラ等の疾患が蔓延するなど、適切な廃棄物管理による衛生環境の改善は喫緊の課題となっている。
	日本の援助動向 ➤ ODA 事業全体では、過去 10 年間、有償資金協力分野では橋梁整備案件が1件のみ、技術協力分野では、農業、教育、保健・医療の支援の中心、無償資金協力分野では、保健医療と水資源開発の案件が多い。 ➤ 日本の NGO/CSO 等が実施している JICA の草の根技術協力、外務省の日本 NGO 連携無償資金協力などでは、保健衛生、農業・生計向上、脆弱者支援、教育分野での案件の実績が多い。
ドナーの援助動向	他ドナーの援助動向
	➤ 米国: 米国開発援助庁(USAID)は、「効果的で市民が責任を持つガバナンス構築」、「農村部の貧困削減と持続可能な天然資源管理」、「質の高い保健、水、衛生、社会保障サービスの利用」、「初等教育の質向上」、の 4 つの分野を支援の焦点としている。教育分野では、初等教育での国語や就学前のカリキュラムの実施に関連する支援、教材開発、初等教育における識字率評価、

	幼児教育の指導と学習者の成果を強化するための重点的な取り組みを行っている。中でも幼児教育から小学 5 年生までの補習教育を重点的に支援している。保健分野では、マラリア、結核、子宮頸がん、COVID-19 などの病気の予防及び治療を支援、加えて、家族計画の情報アクセスの向上、母子の健康と栄養状態の改善のプロジェクト実施している。これらの分野のプロジェクトでは NGO/CSO 等と連携して案件を実施してきた。 ➤ 世界銀行:「農村開発の加速」、「財政の地方分権化支援」、「低開発地域と市場を連結するインフラ整備」、「脆弱層居住地域での長期的な人材開発」、「公共財政資源配分を改善するためのメカニズムの構築支援」、を重点項目としている。保健分野では、栄養、衛生、保健サービス改善、マラリア対策、鳥インフルエンザ対策等を実施している。教育分野では、女子教育、基礎教育などの事業を支援している。
--	--

現地活動 関連情報	NGO/CSO 等の活動に関する法令・登録制度・諸手続き
	➤ 一般的事項: 国際/現地 NGO/CSO の活動に関連する法律は、NGO 法(The Law of the Non-Governmental Organization Act, 2009、以下、「NGO Act 2009」)である。この法律は、NGO/CSO の登録の義務付けについてだけでなく、登録しない場合の罰則等の記載もあり、従来の規制に比べて厳しくなっている。NGO 登録を所管する省庁はコミュニティ開発・社会サービス省(Ministry of Community Development and Social Services)の下にある NGO 登録局(Department of Registrar for Non-Governmental Organization)である。 なお、「NGO Act 2009」が制定される前は、NGO/CSO は団体法(Societies Act)や会社法(Companies Act)による規制や登録が実施されていた。NGO/CSO は、NGO 法による登録をせず、団体法や会社法に従った登録だけをしている場合もある。 ➤ JICA 草の根技術協力事業の場合: 相手国の了承の取り付けとして、実施機関、実施担当省庁側と会議事録(Minutes of Meeting: M/M)に署名交換する。NGO 登録は必須で、上記基準が適用される。
	現地 NGO/CSO 等の情報
	➤ 2019 年 12 月時点で、1,228 団体の NGO/CSO が NGO 法に基づき NGO 登録局に登録、4,154 団体の NGO/CSO が団体登記所(Registrar of Societies)に登録、418 団体の NGO/CSO が特許・会社登録庁(Patents and Companies Registration Agency: PCRC)に登録している。

南アフリカ共和国

対象国の基本情報

■ 主要指標

人口	面積	GDP (2020 年、名目)	一人当たり GNI (2020 年、名目)	貧困率 (2014 年 国家貧困 ライン以下の人口比 率)
5,930 万人	121 万 3,100km ² (日本の約 3.2 倍)	3,019 億 2,000 万米ドル	5,410 米ドル	55.5%
行政区分	共和制。首都はプレトリア、9 州から構成される。			
主要産業	農業（畜業、メイズ等）、鉱業（金、プラチナ等）、工業（食品、製鉄など）			
民族	黒人（79%）、白人（9.6%）、カラード（8.9%）、アジア系（2.5%）			
言語	英語、アフリカーンス語、バンツ語の合計 11 が公用語			
宗教	人口の約 8 割はキリスト教、その他 イスラム教、ヒンドゥー教			

出所:

World Bank (2021)“World Development Indicators” <https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators#> (2021 年 12 月時点)

外務省 (2021)「南アフリカ共和国基礎データ」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/s.africa/data.html> (2021 年 12 月時点)

■ 危険情報

レベル1(十分注意してください)ヨハネスブルグ、プレトリア、ケープタウン及びダーバン

(2022 年 2 月末更新 外務省の海外安全情報 https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2022T016.html#ad-image-0)

*このほか JICA 安全措置もある。

■ 感染症危険情報

外務省の感染危険情報については以下の URL より確認できる。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsposhazardinfo_122.html#ad-image-0

■ 草の根技術協力の例



出所: 特定非営利活動法人ディーピーアイ日本会議より写真提供

「アクセシブルなまちづくりを通じた障害者
自立生活センターの能力構築」

(特定非営利活動法人ディーピーアイ日本会議)

項目	概要
基礎的な 分野別 課題	開発政策・課題
	➤ 国家開発計画 2030 では、「成長と雇用の創出」、「教育の質の向上」、「技能開発」、「イノベーション」、「開発的・変革的役割を果たす国家の能力向上」、を掲げている。 ➤ 同計画において、多くの貧しいコミュニティで、NGO/CSO は社会と雇用に不可欠な重要なプログラムを提供していると認識されている。教育分野では、オープンソースの教育用ソフトウェアとコンテンツ開発や国際競争力向上のために技術革新等への参加を期待している。 ➤ 2019-2024 年中期戦略的枠組みの実施において、教育分野では教育分野では算数や読解の能力向上、保健分野ではユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に関して、NGO/CSO との連携を予定している。
	日本の開発協力方針
	➤ 対南アフリカ共和国別開発協力方針(2017 年)において、大目標「成長の加速化と貧困層の底上げ」のもと、(1)成長加速化に向けた人材基盤の強化とインフラ開発促進支援、(2) 経済・社会的格差是正に向けた支援、(3) 南部アフリカの開発促進、が重点分野(中目標)である。

	➤ 経済成長促進と雇用拡大、貧困層の社会福祉向上を目指してインフラ投資の大幅拡充や人材育成強化、基礎社会サービスの強化、経済・社会的格差是正等を日本が支援する方針である。
	本邦 NGO/CSO 等の活躍が期待される分野・課題
	➤ 産業人材育成(職業訓練、算数、ICT 教育): 南アフリカではアパルトヘイト政策下で、教育及び技術習得の機会を制限されてきた、人口の約 80%を占める黒人層の熟練技術者が少ない状況であり、若年層の失業率も極めて高い。職業訓練を通じた手に職を持つ技能工育成を重要課題としているが、技能工は不足傾向で、南アフリカの労働市場において「需要側」の企業が求める実務能力の習得が、「供給側」の職業技術教育・訓練(TVET)機関での教育・訓練や高等教育で十分対応できていない状況である。産業人材不足はビジネス投資環境の大きな課題となっている。 ➤ 経済社会格差是正(農業、障害者支援): 南アフリカの社会は、世界で最も不平等な社会の一つであり、異なる人種間、地域間、性別のいずれにおいても極端な所得格差を特徴としている。所得格差は、発達した都市集積地に対して、タウンシップ/インフォーマル居住地や農村部で非常に顕著である。農業については、農村開発の枠組みでの支援のニーズがある。また、経済・社会的格差が存在する中で南アフリカにおける 5 歳以上人口の 7.5%(約 287 万人)が障害者であり、さらに障害者は貧困と社会的排除に直面しやすい状況に置かれている。しかし、未だ障害者を対象としたサービスの提供および障害者の社会参加の機会は限られており、社会開発省がガイドライン策定に取り組んできたものの、障害者のエンパワメントと主流化を施行する能力の更なる強化が喫緊の課題となっている。日本で実践している障害者主体のサービス提供手法(障害者がサービス受益者だけでなく、サービス提供者にもなることにより障害者の自立を支援)の支援ニーズがある。
ドナーの援助動向	日本の援助動向
	➤ ODA 事業全体の過去 10 年の支援実績では、技術協力事業において、水資源、教育(職業訓練)、保健、防災、社会保障等が支援の中心であった。また、無償資金協力では、教育分野の 1 件のみであった。 ➤ 日本の NGO 等が実施している JICA の草の根技術協力、外務省の日本 NGO 連携無償資金協力などでは、教育、脆弱者支援、保健、農業・生計向上分野の案件が大半を占める。教育(職業訓練、算数・ICT 教育)では個別専門家の派遣や職業訓練校能力強化の技術協力、農業・生計向上については、有機農業の草の根技術協力、障害者支援分野では、障害主流化促進の技術協力の実績がある。
	他ドナーの援助動向
	➤ 米国: 米国国際開発庁(USAID)は、包括的な経済成長、ガバナンス(統治)強化、及び人々とシステムの回復力を高めるために、民間セクター、政府、市民の 3 主要ステークホルダーと戦略的な資源配分やパートナーシップを組むことにより、自立を促すことを重視している。また、民間セクターの拡大の目標においては、政府、市民社会、NGO、国際機関等とのより強固で忍耐強い長期的なパートナーシップの構築が必要と述べている。教育分野では、USAID は若年層のスキル向上を優先事項としており、南アフリカの NGO/CSO である ENEX Foundation, the DG Murray Trust and ELMA Philanthropies と関係を構築している

	➤ ドイツ:「グリーン・エコノミー（例えば、エネルギー分野や気候変動対策）」、「技術・職業教育やトレーニング/能力開発」、「グッド・ガバナンス（良い統治）と行政」、「HIV 予防」の4分野を重点支援事項としている。ドイツ国際協力公社（GIZ）は、技術・職業教育やトレーニング/能力開発分野で支援している。
現地活動 関連情報	NGO/CSO 等の活動に関する法令・登録制度・諸手続き
	➤ 一般的事項: 国際/現地 NGO の活動に関連する法律は NGO 法 (Non-Profit Organization Act 1997) である。NGO は必ずしも登録を義務づけられているわけでない。但し、同法に従い NGO 登録をすることにより、現地事務所駐在員への滞在ビザ、事務所開設、銀行口座開設や付加価値税の免除等が可能となる。同法律の改正案 (Non-Profit Organization Draft Amendment Bill of 2018) では、登録手続きの簡素化のほか、テロ活動への資金流入の可能性を減少させる目的で NGO 登録の義務化や同セクターを監督する監督機関の導入などが含まれている。なお、NGO 登録の窓口は、社会開発局 (Directorate in the Department of Social Development: DSD) で、NGO の登録は、DSD の事務所かオンラインで可能である。 ➤ JICA 草の根技術協力事業の場合: 相手国の了承の取り付けとして、実施機関、実施担当省庁側と会議議事録 (Minutes of Meeting: M/M) を締結する。NGO 登録については、登録は事業実施の前提条件ではない。
	現地 NGO/CSO 等の情報
	➤ 日本の ODA 事業経験がある現地 NGO 等は、教育分野ではレイ・ムフラバ技術訓練センター、農業・生計向上分野では、URDO、障害者支援では、ILC ソウェットなどであった。国際援助機関等との連携により事業を実施している現地 NGO 等は他にもいくつかある。

パラグアイ共和国

対象国の基本情報

■ 主要指標

人口	面積	GDP (2020 年、名目)	一人当たりGNI (2020 年、名目)	貧困率 (2020 年 国家貧困ライン以下の人口比率)
704 万人	40 万 km ² (日本の 1.1 倍 の内陸国)	356 億米ドル	5,180 米ドル	26.9%
行政区分	立憲共和制。首都はアスンシオン、東部、西部の 2 地域に分かれ、地方行政区分は 17 の県。			
主要産業	農牧畜業、製造業（自動車部品など）、電力			
民族	混血（白人と先住民）95%、先住民 2%、欧州系 2%、その他 1%			
言語	スペイン語、グアラニー語（ともに公用語）			
宗教	主にカトリック（信教の自由は憲法で保障）			

出所:

World Bank (2021) "World Development Indicators" <https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators#> (2021 年 12 月アクセス)

外務省(2021)「パラグアイ共和国 基礎データ」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/paraguay/data.html> (2021 年 12 月アクセス)

在日パラグアイ共和国大使館「パラグアイ-地理」<https://www.embapar.jp/ja/paraguay/> (2022 年 2 月アクセス)

■ 危険情報

レベル1(十分注意してください)首都アスンシオン市及びその周辺、アマンバイ県、カニンデジュ県、アルトパラナ県、イタブア県の一部都市

レベル2(不要不急の渡航は止めてください)コンセプション県ウブ・ジャウ市と隣接するアマンバイ県内の県境付近、コンセプション県の一部、サン・ペドロ県の一部、アマンバイ県カピタン・バド市及びアルトパラナ県プレシデンテ・フランコ市

(2021 年 2 月更新、外務省海外安全情報 https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2021T019.html#ad-image-0)

■ 感染症危険情報

外務省の感染危険情報については以下の URL より確認できる。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspotazardinfo_258.html#ad-image-0

■ 草の根技術協力の例



「アルトパラナ州青少年を対象とした縫製技術・コンピューター職業訓練プロジェクト」

(特定非営利活動法人 フンダシオン マーノ・ア・マーノ)

出所: JICA パラグアイ事務所

項目	概要
基礎的な分野別課題	開発政策・課題 ➤ パラグアイ国家開発計画 2030 年では、「貧困削減及び社会開発」、「包括的な経済成長」、「国際社会への参画」、「制度的政治強化」の 4 つの戦略軸について、機会の平等化、透明で効率的な公共管理、国土利用計画、環境の持続可能性、の観点からの方針を提示している。このうち、「貧困削減及び社会開発」の現状分析において 48 の市民団体が障害者のために活動しており、治療、教育、社会・コミュニティ・労働面での障害者の参加推進(インクルージョン)のための支援サービスを提供していることに触れている。また参加型地域開発において、関連性と公平性を基準として、社会的・生産的サービスの提供を組織化するために、自治体・政府部門、企業、市民社会、コミュニティ組織の参加・参画を促進するとの記述がある。

	日本の開発協力方針
	➤ 対パラグアイ国別開発協力方針(2012 年) において、大目標「貧困層の生計向上と社会サービスの充実を通じた格差無き持続的経済・社会開発」のもと、(1)格差是正、(2)持続的経済開発、が重点分野(中目標)である。 ➤ 農村の貧困層の生計向上及び保健・教育といった社会サービスの充実を中心に支援することで格差是正に貢献するほか、産業全般を支えるインフラ、特に同国の有する豊富な水資源及び農産物などの輸送などにかかわるインフラを中心とした持続的経済開発を支援することを方針としている。
	本邦 NGO/CSO 等の活躍が期待される分野・課題
	➤ 障害者支援:パラグアイにおいては、障害者支援を教育部門が福祉の観点から担っているのが特徴である。特殊教育として障害者に関与しており、福祉の観点からの考え方が深く根付いているため、障害者の働く権利に基づいたアプローチの推進は大きな課題となってきた。教育部門の活動の運営主体は主に民間施設や助成を受けた民間団体で、首都や国内中心地域に集中する。一方で、障害者の社会参加促進や自立を支援するためのリハビリテーション施設や、職業リハビリテーション・訓練・斡旋を提供する団体は、非常に少ないため、これらのサービス支援のニーズがある。また、現地の NGO から障害者のソーシャル・インクルージョンの支援で用いる独自開発アプリ、ソフトウェア開発など IT 分野のテクニカルサポート等の関心があるとの声もある。 ➤ 農業・地場産業振興による生計向上:パラグアイの基幹産業は農牧産業であり、1990 年以降の 20 年間(1992 年～2014 年)で特に大きく発展し、GDP に占める割合は 6%から 12%にまで倍増した。しかし、都市・農村の貧困率格差はその間縮小しておらず、農村部住民の所得向上に課題がある。当国の 9 つの日系社会のうちの 1 つであるパラグアイ東部に位置するイグアス移住地では、道の駅や一村一品運動(One Village One Product:OVOP)といった、農村部の地場産業振興の推進を通じた住民の所得向上にも関心が示されている。 ➤ ジェンダー:労働雇用社会保障省(Ministerio de Trabajo, Empleo y Seguridad Social :MTESS)の労働観測所が公表する 2020 年の産業セクター別の男女参画率を見ると、民間従業員の 72%、雇用の 80%が男性であるのに対し、女性の参画はそれぞれ 28%、20%にとどまっている。失業率をみると、COVID-19 の影響をより大きく受けた都市部において女性の失業が多い傾向がある。現地 NGO からは、テクノロジー、教育・訓練、リーダーシップが発揮できる場での女性のエンパワメントという切り口で海外 NGO との協業が期待される他、日本の農業分野での女性の活躍についてノウハウを得たいというニーズがある。
ドナーの援助動向	日本の援助動向
	➤ 過去 10 年間では有償資金協力にて運輸交通、水資源分野での実績がある。無償資金協力では、教育、保健医療、水資源分野、そして技術協力では、農業開発／農村開発、教育分野のプロジェクトが近年実施されてきた。 ➤ 日本の NGO 等が実施している過去 10 年間の JICA の草の根技術協力、外務省の日本 NGO 連携無償資金協力や草の根無償などでは、農村開発や農業技術分野の案件が多く、また女性を対象とした職業訓練の案件も複数見られる。障害者支援については国家障害者人権庁への個別専

	門家派遣、農業・地場産業振興による生計向上については、農村開発の技術協力、ジェンダーについては、女性を対象とした職業訓練、農村女性生活改善の草の根パートナー型技術協力などが実施された。 ➤ 移住者・日系人支援連携事業として、本邦民間セクターを含めた日系社会との連携・協力に向けた取り組みを強化している
	他ドナーの援助動向
	➤ 米国: 米国大使館はパラグアイ財団 (Fundación Paraguaya) と共同で、パラグアイ国内の 5 地域で女性が発案したプロジェクトの企業化の目的で「女性企業家のためのアカデミー」(AWE)を実施している。米国国際開発庁 (USAID) は、「女性のための起業家精神とレジリエンス(対応力・回復力)」のプロジェクトを実施している。 ➤ 台湾: ジェンダー支援を行なっているドナーの 1 つである。COVID-19 のパンデミックに対して脆弱な産業セクターの経済回復の促進に加え、パンデミックによって引き起こされる影響への対策として、女性が率いる中小企業の強化・支援プロジェクトを開始している。 ➤ 韓国: 農業・地場産業振興による生計向上に関連する援助として、パラグアイ農村部の零細生産者を対象とした農業技術と能力開発を、現地 NGO のキャピタル財団 (Fundación Capital) とともに 2018 年 1 月より実施している。
現地活動 関連情報	NGO/CSO 等の活動に関する法令・登録制度・諸手続き
	➤ 一般事項: 国際 NGO が現地で公益法人の認定を得るための手続きとして、内務省の NGO 登録制度がある。本邦 NGO が現地団体を通じて活動を行う際には NGO 登録の必要はない。ただし、当地で法人として機材購入や事務所賃借を行うためには、法人登録をして法人納税者番号 (Registro Único del Contribuyente : RUC) を取得する必要がある。 ➤ JICA 草の根協力事業の場合: 相手国の了承の取り付けとして、パラグアイ側実施機関との間で事業に関する会議議事録 (Minutes of Meeting: M/M) を署名、交換する場合と、事業実施に対する回答文書「No Objection Letter」を取り付ける場合がある。パラグアイ側カウンターパート機関が、政府に正式に登録された団体であれば、本邦 NGO の登録は不要である。ただし、上記のとおり、機材購入や事務所賃借を行うためには法人登録が必要である。
	現地 NGO/CSO 等の情報
	➤ 対象分野で過去に何等かの形で JICA パラグアイ事務所と交流があり、さらに日本の ODA 事業の経験がある主な財団、地方自治体、協会、NGO 等は、約 11 団体ある。 ➤ パラグアイ NGO 協会 (Pojoaju Asociación de ONG's del Paraguay : POJOAJU) はパラグアイ国内の NGO および NGO ネットワークの調整を目的として 1998 年に設立された非営利団体である。現地 NGO リストには、同 NGO 協会に加盟する NGO および NGO ネットワークのディレクトリーが公開されている。女性、人権、児童・青少年の権利、市民の意見表明、先住民、環境、農村開発の各分野の NGO ネットワークや連絡先がウェブサイトにて情報公開されている。

ブラジル連邦共和国

対象国の基本情報

■ 主要指標

人口	面積	GDP (2019 年、名目)	一人当たり GNI (2019 年、名目)	貧困率 (2019 年 国際貧 困ライン以下の人口 比率)
2 億 947 万人	851.2 万 km ² (日本の 22.5 倍)	1 兆 4,447 億 米ドル	7,850 米ドル	4.6%
行政区分	連邦共和制。首都はブラジリア、26 州に連邦直轄区を加えた 27 の連邦行政単位に分けられる。統計上は 5 つの地域区分（北部、北東部、中西部、南東部、南部）に区切られるのが一般的。			
主要産業	製造業、鉱業（鉄鉱石他）、農牧業（砂糖、オレンジ、コーヒー、大豆等）			
民族	欧州系（約 18%）、アフリカ系（約 8%）、東洋系（約 1.1%）、混血（約 43%）、先住民（約 0.4%）			
言語	ポルトガル語			
宗教	カトリック：約 65%、プロテスタント：約 22%、無宗教：8%			

出所:

World Bank (2021) “World Development Indicators” <https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators#> (2021 年 12 月アクセス)

外務省 (2021)「ブラジル連邦共和国 基礎データ」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brazil/d ata.html> (2021 年 12 月アクセス)

■ 危険情報

レベル1（十分注意してください）ブラジリア連邦区、大サンパウロ圏及びカンピーナス市、大リオ圏、大ビトリア圏、大マナウス圏、ロライマ州北部、大ベレン圏、大レシフェ圏、大サルバドール圏、大フォルタレーザ圏、大クリチバ圏、ポルトアレグレ市

(2021 年 04 月更新、外務省海外安全情報 https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T104.html#ad-image-0)

* このほか JICA 安全措置もある。

■ 感染症危険情報

外務省の感染危険情報については以下の URL より確認できる。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_259.html#ad-image-0

■ 草の根技術協力の例



出所: JICA ブラジル事務所

「SBC 病院緩和ケア教育プロジェクト」

(学校法人日本赤十字学園 日本赤十字北海道看護大学)

項目	概要
基礎的な分野別課題	開発政策・課題 ➤ 連邦開発戦略 2020-2031 年の主要指針は、「社会的・地域的な不平等を是正しつつ、ブラジル国民の所得と生活の質を向上させる」であり、経済、制度、インフラ、環境、社会、の 5 つの軸において全方位的に持続可能な開発を促進することを目指している。例えば、経済では労働力スキルと雇用可能性の向上による潜在的労働力の活用、制度ではガバナンス（統治）改善、インフラでは、投資拡大と国内物流パフォーマンス向上、環境では気候変動対策や生物多様性保全と違法森林伐採減少、社会では、教育や医療サービスへのアクセス改善と品質改善、不平等是正、などが述べられている。

	日本の開発協力方針
	➤ 対ブラジル国別開発協力方針(2018 年) において、大目標「持続的開発への支援と互恵的協力関係の促進」のもと、(1)都市問題と環境・防災対策、(2)投資環境改善、(3)三角協力支援(ブラジルとともに第三国への支援)、が重点分野(中目標)である。 ➤ 日本との経済関係を更に発展・深化させていくために、急速な都市化がもたらす弊害を緩和するとともに、天然・食料資源の安定的供給に資する分野への支援を行っていくこと、さらに三角協力を通じた互恵的協力関係の強化することを方針としている。
	本邦 NGO/CSO 等の活躍が期待される分野・課題
	➤ 日系社会支援: ブラジルには、全世界で約 360 万人とされる移住者・日系人のうち 190 万人が居住している。日系社会の成熟や世代交代の進行により、高齢者福祉、人材育成分野、文化継承面での課題が見られる。例えば、高齢者向けの支援の課題として、内陸部では移住者・日系人が小都市に散在して居住しており、COVID-19 以前より、孤立、社会活動への参加意欲の低下、知的交流機会の欠乏、ボランティア不足、公共投資の欠落という問題があった。さらに、COVID-19 のパンデミックによる社会的影響を踏まえたニーズとして、日系ブラジル人デカセギ労働者の、ブラジルへの帰国後のキャリア支援に関するニーズもある。 ➤ 社会的弱者及び高齢者の支援: 高齢者・自閉症患者・知的障害者に対する支援も引き続き活躍を期待したい分野として注視されている。高齢者向けのサービスが相対的に貧弱なブラジルから見た場合、日本の経験は多くの学びが得られるとみられる。日本においてどのように高齢者サービスが実際に機能しており、どのように実践されているかという観点からの支援のニーズが高い。 ➤ 地域観光支援による収入向上: COVID-19 のパンデミックによる打撃が特に大きかった分野であることを踏まえ、ブラジル国内の地方自治体等から所得向上を目的とした地域観光分野への支援のニーズが高い。ブラジル国内の自治体(州政府及び市役所)からは、日本における「アンテナショップ」や「道の駅」の取組みを学びたいというニーズがある。 * 上記 3 分野以外に環境分野においても NGO/CSO 等の参画のニーズがある。
ドナーの援助動向	日本の援助動向
	➤ ODA 事業全体の過去 10 年程度の実績では、有償資金協力実績として上下水道分野で複数の実績があるほか、保健医療、水資源・防災、自然環境保護の技術協力プロジェクトが近年実施されてきた。 ➤ 日本の NGO 等が実施している過去 10 年間の JICA の草の根技術協力、外務省の日本 NGO 連携無償資金協力や草の根無償などでは、保健医療、環境分野の案件が多く、環境分野の案件数については全体件数の3割を占める。他方、脆弱層支援や所得向上を目的とした案件の実績も複数見られる。日系社会支援では、草の根技術協力支援型事業の自閉症児教育、アマゾン自然学校、地域開発における所得向上については、農村所得向上と環境の保全と修復のためのアグロフォレストリー関連事業、そして社会的弱者及び高齢者支援では、草の根協力パートナー型で障害者の園芸療法事業などが実施された。 ➤ 移住者・日系人支援連携事業として、本邦民間セクターを含めた日系社会との連携・協力に向け

	た取り組みを強化している。
	他ドナーの援助動向
	➤ 米国: 米国国際開発庁 (USAID) はブラジル政府及び市民社会と緊密に連携し、アマゾン地域における生物多様性保全のための革新的ソリューションに向けた民間部門の関与を推進している。米国森林局と協力して、アマゾナス州アナビルハナス国立公園におけるコミュニティベースの観光など、持続可能な経済活動へのコミュニティの参加促進に取り組んでいる。
現地活動 関連情報	NGO/CSO 等の活動に関する法令・登録制度・諸手続き
	➤ 一般的事項: 国外の NGO が、現地法人、支部、代理人、事業所、代表者をブラジル国内に設置することなく、ブラジルの機関との契約締結のみで同国内で事業を行なう場合、ブラジルで活動するための認可は必要ない。本邦 NGO が現地団体を通じて活動を行う際には NGO 登録の必要はないが、当地で法人として機材購入や事務所賃借を行うためには法人納税者番号 (Cadastro Nacional da Pessoa Jurídica : CNPJ) が必要となり、CNPJ 取得のためには当国での法人登録が必要となる。海外 NGO が現地で活動するにあたり現地法人、支部、代理人を設立する場合、2016 年 3 月 1 日付法務省省令第 362 号の規定に基づき活動許可を取得する必要がある。 ➤ JICA 草の根技術協力事業の場合: 相手国の了承の取り付けとして、日本側実施団体 (事業申請者)、伯側実施団体及び現地 JICA 事務所の三者が会議議事録 (Minutes of Meeting: M/M) に署名して活動を行うことになる。現地での NGO 登録は事業実施のための前提条件ではない。ただし、現地で事務所を開設したり、機材購入したりする場合などは上記のとおり CNPJ を取得する必要がある。
	現地 NGO/CSO 等の情報
	➤ 現在草の根技術協力案件を実施中あるいは過去に複数の案件を行なったことのあるカウンターパートは、自閉症児支援におけるサンパウロ日伯援護協会 (Beneficência Nipo-Brasileira de São Paulo)、高齢者支援ではサンパウロ大学老年学部、地域開発の生計向上については、トメアス文化協会／トメアス総合農業協同組合であった。 ➤ 高齢者や社会的弱者支援については、営利団体である全国フィランソロピー団体フォーラム (Fonif) が、医療・教育・社会支援分野で活動する団体のデータベースを公開している。日系社会支援やその他の分野のニーズやカウンターパートを探すには、日系移住者が中心となって現地での共助を目的として結成される県人会などの現地団体や、本邦自治体 (都道府県及び市) と姉妹都市協定のある現地自治体から情報を入手可能である。

フィジー共和国

対象国の基本情報

■主要指標

人口	面積	GDP (2019 年、名目)	一人当たり GNI (2019 年、名目)	貧困率 (2019 年 国家貧困ラ イン以下の人口比率)
89 万 6,440 人	1.83 万 km ² 330 の島や環礁 からなる国土 (四国とほぼ同じ 面積)	54.96 億米ドル	5,800 米ドル	29.9%
行政区分	共和国。首都はスバ、中央、北部、東部、西部の 4 地域の行政区画に分 かれ、更に 14 の州に分かれる。			
主要産業	観光、砂糖、衣料等			
民族	フィジー系 (57%)、インド系 (38%)、その他 (5%)			
言語	英語(公用語)、フィジー語、ヒンディー語等			
宗教	キリスト教 52.9%、ヒンドウ教 38.2%、イスラム教 7.8%			

出所:

World Bank(2021)“World Development Indicators” <https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators#> (2021 年 12 月アクセス)

外務省(2021)「フィジー共和国 基礎データ」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/fiji/data.html#section1> (2021 年 12 月アクセス)

Fiji bureau of statistics

“Census 2017 of Population & Housing Census” <https://www.statsfiji.gov.fj/> (2021 年 12 月アクセス)

■危険情報

首都圏やラウトカ市、ナンディ町はレベル1「十分注意」

(2021 年 4 月更新、外務省海外安全情報 https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2021T034.html#ad-image-0)

*このほか JICA 安全措置もある。

■感染症危険情報

外務省の感染危険情報については以下の URL より確認できる。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_076.html#ad-image-0

■草の根技術協力の例



出所: JICA ウェブサイト <https://www.jica.go.jp/fiji/office/information/event/180125.html> (2022 年 1 月アクセス)

「ナンディ・ラウトカ地区における給水サービス
強化事業」

(福岡市水道局)

基礎的な 分野別 課題

開発政策・課題

- 国家開発計画 2017-2022 年では、「包括的社会経済の発展」の政策で「開発における女性支援」、「先住民の定住支援のための住宅提供」、「保健医療サービス」、「食と栄養の安全保障」、「気候変動と災害対策」、において NGO や CSO との連携を図っている。
- COVID-19 対策として観光業の損失に対し、投資活動や雇用の創出のため経済の多様化を急務とし、農業では大規模な商業化による競争力の強化、林業や漁業では付加価値及び収益の向上の促進、製造業におけるコスト削減と競争力の強化を実現する技術やアイデアの導入支援等を発表している(2021 年 7 月)。

	日本の開発協力方針
	➤ 対フィジー国別開発協力方針(2019 年)において、大目標「包括的な経済・社会開発とバランスの取れた国造り支援」のもと、(1)経済発展に向けた基盤整備、(2)気候変動・環境対策、(3)社会サービスの質の向上、が重点分野(中目標)である。 ➤ 電力・水供給関連の技術、教育保健などのサービスデリバリー、防災支援などの日本の経験の蓄積が活かされる分野、また、大洋州諸国への広域支援はフィジーを中心として展開していく方針である。
	本邦 NGO/CSO 等の活躍が期待される分野・課題
	➤ 環境(防災・農村開発含む):フィジー特有の豊かな自然資源は、気候変動や人間の活動等の影響で劣化が進んできている。生態系システムの持続に重要な環境であるサンゴ礁やマングローブ林の保全、防災にもつながる森林保全、環境教育などのニーズは高い。サイクロンなどの自然災害が多いフィジーにおいては防災対策が喫緊の課題であり、コミュニティ防災や防災教育のニーズも高い。また、フィジーの主要産業の観光業は、2020-2021 年の全世界での COVID-19 感染により壊滅的な影響を受け、所得創出と食糧安全保障のための農業分野の重要性が一層高まっている。 ➤ 保健医療:フィジーでは全死亡原因の 84%が非感染性疾患(遺伝的、生理学的、ライフスタイル、および環境要因などの組み合わせに起因)といわれている。非感染性疾患は COVID-19 の重症化リスク要因となり、その要因として肥満や幼児の低栄養の指摘があることから、健康的な食生活、運動、その他のライフスタイルの改善を提唱する活動が求められている。妊産婦死亡率(10 万人当たり 35.6 人)は世界平均(10 万人当たり 90 人)を大きく下回っているものの、近年は、乳幼児死亡率や 5 歳未満時の死亡率の改善が鈍化しており、母子保健に取り組む必要性が残っている。また、フィラリア症等の熱帯特有の病気への取り組みも課題である。 ➤ 教育:JICA はこれまで教育分野(音楽・スポーツを含む)での活動を支援してきたが、情操教育へのさらなる支援を今後の重点分野の一つとしている。また、フィジーでは教育制度の包摂性向上を目指し、養護学校のネットワークを構築して、67 の中等教育学校で障害を持つ児童の入学を受け入れてきた。また、南太平洋大学では「障害者研究センター」が設立されて障害者の学習環境促進のサービスを提供している。そのほか、NGO とのパートナーシップによって、就学前の早期教育支援、初等教育や職業訓練などの活動を提供している例もある。
ドナーの援助動向	日本の援助動向
	➤ 日本政府としての ODA 事業実績全体としては、有償資金協力は上下水道分野で実績があるのみで、無償資金協力では教育分野、技術協力では、フィジーを中心に他の大洋州の国々も対象とした環境や保健分野の広域支援を実施している。日本の NGO 等が実施している過去 10 年間の JICA の草の根技術協力、外務省の日本 NGO 連携無償資金協力、草の根・人間の安全保障無償資金協力では、教育と保健分野の案件が多い。 ➤ 環境分野では、廃棄物管理改善の技術協力、環境管理分野のボランティア派遣、無償資金協力、環境教育やごみ処理などについて外務省の日本 NGO 連携無償資金協力の実績がある。農村農業分野では生計向上の草の根技術協力(パートナー型)、防災分野では防災主流化や気象

	分野の人材育成の技術協力を実施している。 教育分野 では、障害者支援や女性の教育向上でのボランティア派遣をしてきた。 保健分野 では、保健サービスの質の向上のための技術協力やボランティア派遣、医学教育の大学連携の草の根技術協力が実施された。
	他ドナーの援助動向
	➤ オーストラリア：オーストラリア外務貿易省(DFAT)は、オーストラリアの NGO との間でオーストラリア NGO 協力プログラム(The Australian NGO Cooperation Program :ANCP)というパートナーシップを組み、ANCP で支援を受けた NGO がローカルパートナーと共にコミュニティベースのプロジェクトを実施している。2015 年から 2021 年までに ANCP で採択され、フィジーで実施された防災、農業、教育、及び医療分野の案件は約 20 件ある。 ➤ 欧州連合(EU)：市民の司法へのアクセスを強化するプログラムでは、貧困層や辺境のコミュニティの住民が法的サービスをよりよく利用できるよう、同分野で活動する NGO に助成金を提供している。そのほか、開発協力における政府と CSO の連携を強化するため、フィジーの CSO を対象に戦略的計画、実施、及びモニタリングなどの分野での能力強化や、エルニーニョ対策プログラムを通じて旱魃による食料不安に対する取り組みを支援している。 ➤ ニュージーランド：近年、ニュージーランドは、農業と近海漁業に的を絞った支援を行い、両分野におけるバリューチェーンマネジメント、政策策定及びコンプライアンスの実践、そしてガバナンス(統治)の強化を行うことで、経済的強靱性の構築を行っている。もう一つの重要な支援は、サイクロン後の復興支援であり、この分野での成功をもとに、今後は気候変動への適応と強靱性の構築を重点分野としている。
現地活動 関連情報	NGO/CSO 等の活動に関する法令・登録制度・諸手続き
	➤ 一般的事項：フィジーで政府と覚書(Memorandum of Understanding:MOU)を結ばずに NGO あるいは CSO として活動する場合、主に公益財団法(Charitable Trusts Act)を設立根拠法とする公益財団(Charitable Trusts)、もしくは会社法(Companies Act)を設立根拠法とする保証有限会社(Companies Limited by Guarantee)として登録する方法がある。 ➤ JICA 草の根技術協力事業の場合：相手国の了承の取り付けとして、関係者による会議議事録(Minutes of Meeting:M/M)、もしくは覚書(Minute of Understanding:MOU)の締結によって活動を行うことができる。署名者は、基本的には、JICA フィジー事務所長、案件実施カウンターパート機関関連省庁、案件提案団体(日本側)、案件実施団体(フィジー側)の代表者となるが、手続きに時間を要する場合もあるので留意が必要である。
	現地 NGO/CSO 等の情報
	➤ フィジーにおいて日本の ODA 事業の経験がある現地団体は主に病院、大学(南太平洋大学)、地方自治体である。外務省の草の根・NGO 連携事業は公益財団法人のオイスカが実施しており、カウンターパートは青年スポーツ省や地域コミュニティ、そして学校である。 ➤ 他ドナーの事業経験がある現地 NGO 等ドナーとの連携実績がある国際 NGO について、環境分野では World Wildlife Fund(WWF)、International Union for Conservation of Nature(IUCN)、Wildlife Conservation Society、Conservation International、Birdlife International、防災分野では、赤十字(Red Cross)、教育・保健分野では Save the Children、Oxfam などが事務所を構えており、大洋州地域の国々を兼轄している場合が多い。